



# 池田市公報

第112号  
 発行所 池田市役所  
 発行者 池田市長 瀧澤 智子  
 編集 総合政策部 法制課

令和6年2月1日発行

## 目次

<u>条 例</u>	(ページ)
○ <a href="#">職員の退職手当に関する条例及び池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例</a> .....	2
○ <a href="#">池田市消防保安行政事務手数料条例の一部を改正する条例</a> .....	4
○ <a href="#">人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例</a> .....	4
○ <a href="#">池田市一般職の職員の給与に関する条例及び池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例</a> .....	21
○ <a href="#">池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例</a> .....	23
○ <a href="#">池田市手数料条例の一部を改正する条例</a> .....	23
<u>規 則</u>	
○ <a href="#">池田市環境保全条例施行規則の一部を改正する規則</a> .....	24
○ <a href="#">池田市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則</a> .....	25
○ <a href="#">池田市保育の利用調整及び保育所への入所等に関する規則の一部を改正する規則</a> .....	26
○ <a href="#">池田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則</a> .....	26
○ <a href="#">池田市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則</a> .....	26
○ <a href="#">池田市市税条例施行規則の一部を改正する規則</a> .....	27
○ <a href="#">池田市ダイバーシティセンター条例施行規則の一部を改正する規則</a> .....	27
○ <a href="#">池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則の一部を改正する規則</a> .....	28
○ <a href="#">池田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則</a> .....	28
○ <a href="#">池田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則</a> .....	29
<u>訓 令</u>	
○ <a href="#">池田市請負業者審査会規程の一部を改正する訓令</a> .....	29
<u>池田病院</u>	
○ <a href="#">市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程</a> .....	30
○ <a href="#">市立池田病院外部実習の受入れに係る謝金の基準に関する規程の一部を改正する規程</a> .....	30
○ <a href="#">市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程</a> .....	31
<u>上下水道部</u>	
○ <a href="#">池田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程</a> .....	44
<u>消防長</u>	
○ <a href="#">池田市消防本部火災調査規程の一部を改正する訓令</a> .....	44

本号には、令和5年10月2日から令和6年1月1日までに公布等をした条例、規則及び訓令のほか、池田病院及び上下水道部の規程並びに消防長の訓令を登載しています。

# 条 例

職員の退職手当に関する条例及び池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第28号

職員の退職手当に関する条例及び池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例  
(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和38年池田市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第5条の3中「第14項まで」の次に「及び第16項」を加え、「同項」を「同条第1項」に改める。

第8条の4第1項中「。以下「施行令」という。」を削る。

第9条第5項中「国家公務員等退職手当法」を「国家公務員退職手当法」に改める。

第14条第3項中「、支給条件、その他同項」を「及び支給条件その他前2項」に改める。

第21条第6項中「第1項から第5項まで」を「前各項」に改める。

附則第2項中「附則第6項から第14項までの規定」を「第8条から第8条の3まで並びに附則第5項から第16項までの規定にかかわらず、これらの規定(第8条から第8条の3までを除く。)」に改める。

附則第3項中「又は第5条の2及び附則第9項の規定」を「、第5条の2、第8条及び第8条の2並びに附則第5項及び第9項の規定にかかわらず、これらの規定(第8条及び第8条の2を除く。)」に改める。

附則第5項の見出し中「減額改定」を「減額改定等」に改め、同項中「除く。)」の次に「又は給料月額減額改定以外の理由(市長が定めるものに限る。)」を、「減額前の給料月額」の次に「その他の減額後にその者に支給するものとされる所定の額」を加える。

附則第9項中「の改定」の次に「(以下「7割措置」という。)」を加える。

附則第13項中「次項」の次に「及び附則第16項」を加える。

附則第14項中「もの」の次に「(次項の規定の適用を受ける者を除く。)」を加える。

附則中第15項を第17項とし、第14項の次に次の見出し及び2項を加える。

(7割措置減額日前に給料月額減額改定以外の理由により給料月額を減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

15 当分の間、退職した者の基礎在職期間中に、7割措置の適用を受け、かつ、給料月額減額改定以外の理由による給料月額減額(7割措置の適用を受ける期間の初日(以下「7割措置減額日」という。)前のものに限る。以下「特別減額」という。)をされたことがある場合において、当該特別減額の理由を生じた日(以下「特別減額日」という。)の前日におけるその者の給料月額のうち最も多いもの(以下「特別減額前給料月額」という。)が7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額(以下「7割措置前給料月額」という。)より多く、かつ、7割措置前給料月額が退職日給料月額より多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の2までの規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特別減額前給料月額に係る特別減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 7割措置前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者が7割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合における当該退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特別減額前給料月額に対する割合

(3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号アに掲げる割合

16 当分の間、第5条第1項に規定する者であって医療業務に従事する医師及び歯科医師以外のものに対する前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第15項第1号	及び特別減額前給料月額	並びに特別減額前給料月額及び特別減額前給料月額(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を

		退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額
附則第15項第2号	7割措置前給料月額に、	7割措置前給料月額及び7割措置前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額に、
附則第15項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特別減額前給料月額に係る特別減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものと、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
附則第15項第3号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額に、

(池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第2条 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例(令和2年池田市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第10条中「第16項まで」の次に「及び第18項」を加え、「同項」を「同条第1項」に改める。

第24条第8項中「第19条第4項」を「第22条第4項」に改める。

附則第2項中「附則第10項から第16項までの規定」を「第12条並びに附則第10項から第18項まで及び第20項の規定にかかわらず、これらの規定(同条を除く。)」に改める。

附則第3項中「又は第9条及び附則第12項の規定」を「、第9条並びに第12条第1項及び第2項並びに附則第12項及び第20項の規定にかかわらず、これらの規定(同条第1項及び第2項を除く。)」に改める。

附則第12項中「の改定」の次に「(以下「7割措置」という。)」を加える。

附則第15項中「次項」の次に「及び附則第18項」を加える。

附則第16項中「規定する者」の次に「(次項の規定の適用を受ける者を除く。)」を加える。

附則中第17項を第19項とし、第16項の次に次の見出し及び2項を加える。

(7割措置減額日前に給料の月額を減額改定以外の理由により給料の月額を減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

17 当分の間、退職した者の基礎在職期間中に、7割措置の適用を受け、かつ、給料の月額を減額改定以外の理由による給料の月額を減額(7割措置の適用を受ける期間の初日(以下「7割措置減額日」という。)前のものに限る。以下「特別減額」という。)をされたことがある場合において、当該特別減額の理由を生じた日(以下「特別減額日」という。)の前日におけるその者の給料の月額のうち最も多いもの(以下「特別減額前給料月額」という。)が7割措置減額日の前日におけるその者の給料の月額(以下「7割措置前給料月額」という。)より多く、かつ、7割措置前給料月額が退職日給料月額より多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、第6条から第9条までの規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特別減額前給料月額に係る特別減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものと、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別減額前給料月額を基礎として、第6条から第8条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 7割措置前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者が7割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものと、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置前給料月額を基礎として、第6条から第8条までの規定により計算した場合における当該退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特別減額前給料月額に対する割合

(3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第6条から第8条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号アに掲げる割合

18 当分の間、第8条第1項に規定する者に対する前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲

げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
附則第17項第1号	及び特別減額前給料月額	並びに特別減額前給料月額及び特別減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額
附則第17項第2号	7割措置前給料月額に、	7割措置前給料月額及び7割措置前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額に、
附則第17項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特別減額前給料月額に係る特別減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別減額前給料月額を基礎として、第6条から第8条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
附則第17項第3号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合を乗じて得た額の合計額に、

附則に次の1項を加える。

(給料の月額の変額改定等があった場合の給料の月額の取扱いの特例)

20 退職した者の基礎在職期間中に給料の月額の変額改定又は給料の月額の変額改定以外の理由(教育委員会が定めるものに限る。)によりその者の給料の月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料の月額が減額前の給料の月額その他の減額後にその者に支給するものとされる所定の額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料の月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第14条第2項に規定する池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の規定による基本給月額に含まれる給料の月額については、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

池田市消防保安行政事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第29号

池田市消防保安行政事務手数料条例の一部を改正する条例

池田市消防保安行政事務手数料条例(平成23年池田市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表第5の7の部中「第36条第1項」を「法第36条第1項」に改め、同表の9の部中「又は第3項」を「若しくは第3項又は第39条の2第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年12月21日から施行する。

人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第30号

人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例

(池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年池田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「100分の120」を「100分の122.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

フルタイム会計年度任用職員給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	147,100	166,600	194,100	201,700
2	148,100	167,700	195,900	204,200
3	149,100	168,800	197,700	206,900
4	150,100	169,900	199,500	209,500
5	151,200	170,900	201,100	212,300
6	152,300	172,300	202,900	215,100
7	153,400	173,600	204,700	217,900
8	154,400	174,900	206,400	220,700
9	155,300	176,100	208,000	223,500
10	156,400	177,600	209,700	226,000
11	157,500	179,100	211,400	228,600
12	158,600	180,700	212,900	230,900
13	159,500	181,800	214,400	233,100
14	160,600	183,200	216,200	234,700
15	161,800	184,600	217,900	236,400
16	162,900	186,000	219,600	237,900
17	164,000	187,300	221,100	239,600
18	165,400	189,600	222,600	240,900
19	166,700	191,800	224,100	242,100
20	167,900	194,000	225,600	243,300
21	169,000	196,200	226,800	245,000
22	170,200	197,900	228,200	246,800
23	171,400	199,400	229,600	248,600
24	172,600	200,900	231,000	250,300
25	173,700	202,400	232,400	251,900
26	175,200	203,800	234,000	253,700
27	176,700	205,200	235,500	255,600
28	178,200	206,600	236,900	257,400
29	179,600	208,000	238,100	259,000
30	181,000		239,700	260,600
31	182,500		241,200	262,200
32	184,000		242,600	263,800
33	185,400		243,600	265,400
34	187,100		245,100	267,000
35	188,800		246,400	268,500
36	190,500		247,600	269,800
37	192,200		248,700	270,800
38	193,300		249,700	272,200
39	194,700		250,600	273,600
40	195,800		251,500	275,000
41	196,800		252,400	276,300
42	198,200		253,300	277,400
43	199,400		254,100	278,300
44	200,600		254,900	279,100
45	202,100		255,600	280,000
46	203,100		256,700	280,800
47	204,000		257,900	281,400
48	205,100		259,000	282,100
49	206,200		260,200	282,800
50	207,200		261,400	283,300
51			262,500	283,700
52			263,600	284,200

53		264,700	284,700
54		265,800	285,200
55		266,900	285,700
56		267,900	286,200
57		268,900	286,700
58		269,900	287,600
59		270,900	288,500
60		271,800	289,500
61		272,700	290,400
62		273,600	291,600
63		274,500	292,600
64		275,400	293,600
65		276,300	294,500
66		277,200	295,400
67		278,100	296,300
68		279,000	297,300
69		280,000	298,000
70		281,000	298,700
71		281,900	299,400
72		282,800	300,100
73		283,300	300,800
74		284,000	301,700
75		284,700	302,600
76		285,600	303,400
77		286,600	304,100
78		287,400	304,900
79		288,200	305,700
80		289,000	306,500
81		289,700	307,200
82		290,200	308,000
83		290,600	308,800
84		291,000	309,600
85		291,200	310,000
86		291,500	310,700
87		291,700	311,400
88		292,000	312,300
89		292,200	313,200
90			314,000
91			314,700
92			315,400
93			316,000
94			316,700
95			317,300
96			317,900
97			318,300
98			318,700
99			319,100
100			319,400
101			319,700
102			320,000
103			320,300
104			320,600
105			321,000
106			321,500
107			322,000
108			322,400
109			322,800
110			323,300
111			323,700
112			324,200

113				324,500
114				325,000
115				325,400
116				325,800
117				326,100
118				326,500
119				327,000
120				327,500
121				327,700
122				328,100
123				328,600
124				328,900
125				329,100
126				329,400
127				329,900
128				330,300
129				330,500
130				330,900
131				331,400
132				331,800
133				332,000
134				332,400
135				332,900
136				333,200
137				333,500
138				333,900
139				334,300
140				334,700
141				335,100

別表第3を次のように改める。

別表第3（第17条、第22条関係）

パートタイム会計年度任用職員報酬基準月額表

職務の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	169,165	191,590	223,215	231,955
2	170,315	192,855	225,285	234,830
3	171,465	194,120	227,355	237,935
4	172,615	195,385	229,425	240,925
5	173,880	196,535	231,265	244,145
6	175,145	198,145	233,335	247,365
7	176,410	199,640	235,405	250,585
8	177,560	201,135	237,360	253,805
9	178,595	202,515	239,200	257,025
10	179,860	204,240	241,155	259,900
11	181,125	205,965	243,110	262,890
12	182,390	207,805	244,835	265,535
13	183,425	209,070	246,560	268,065
14	184,690	210,680	248,630	269,905
15	186,070	212,290	250,585	271,860
16	187,335	213,900	252,540	273,585
17	188,600	215,395	254,265	275,540
18	190,210	218,040	255,990	277,035
19	191,705	220,570	257,715	278,415
20	193,085	223,100	259,440	279,795
21	194,350	225,630	260,820	281,750
22	195,730	227,585	262,430	283,820
23	197,110	229,310	264,040	285,890
24	198,490	231,035	265,650	287,845
25	199,755	232,760	267,260	289,685

26	201, 480	234, 370	269, 100	291, 755
27	203, 205	235, 980	270, 825	293, 940
28	204, 930	237, 590	272, 435	296, 010
29	206, 540	239, 200	273, 815	297, 850
30	208, 150		275, 655	299, 690
31	209, 875		277, 380	301, 530
32	211, 600		278, 990	303, 370
33	213, 210		280, 140	305, 210
34	215, 165		281, 865	307, 050
35	217, 120		283, 360	308, 775
36	219, 075		284, 740	310, 270
37	221, 030		286, 005	311, 420
38	222, 295		287, 155	313, 030
39	223, 905		288, 190	314, 640
40	225, 170		289, 225	316, 250
41	226, 320		290, 260	317, 745
42	227, 930		291, 295	319, 010
43	229, 310		292, 215	320, 045
44	230, 690		293, 135	320, 965
45	232, 415		293, 940	322, 000
46	233, 565		295, 205	322, 920
47	234, 600		296, 585	323, 610
48	235, 865		297, 850	324, 415
49	237, 130		299, 230	325, 220
50	238, 280		300, 610	325, 795
51			301, 875	326, 255
52			303, 140	326, 830
53			304, 405	327, 405
54			305, 670	327, 980
55			306, 935	328, 555
56			308, 085	329, 130
57			309, 235	329, 705
58			310, 385	330, 740
59			311, 535	331, 775
60			312, 570	332, 925
61			313, 605	333, 960
62			314, 640	335, 340
63			315, 675	336, 490
64			316, 710	337, 640
65			317, 745	338, 675
66			318, 780	339, 710
67			319, 815	340, 745
68			320, 850	341, 895
69			322, 000	342, 700
70			323, 150	343, 505
71			324, 185	344, 310
72			325, 220	345, 115
73			325, 795	345, 920
74			326, 600	346, 955
75			327, 405	347, 990
76			328, 440	348, 910
77			329, 590	349, 715
78			330, 510	350, 635
79			331, 430	351, 555
80			332, 350	352, 475
81			333, 155	353, 280
82			333, 730	354, 200
83			334, 190	355, 120
84			334, 650	356, 040
85			334, 880	356, 500



86		335,225	357,305
87		335,455	358,110
88		335,800	359,145
89		336,030	360,180
90			361,100
91			361,905
92			362,710
93			363,400
94			364,205
95			364,895
96			365,585
97			366,045
98			366,505
99			366,965
100			367,310
101			367,655
102			368,000
103			368,345
104			368,690
105			369,150
106			369,725
107			370,300
108			370,760
109			371,220
110			371,795
111			372,255
112			372,830
113			373,175
114			373,750
115			374,210
116			374,670
117			375,015
118			375,475
119			376,050
120			376,625
121			376,855
122			377,315
123			377,890
124			378,235
125			378,465
126			378,810
127			379,385
128			379,845
129			380,075
130			380,535
131			381,110
132			381,570
133			381,800
134			382,260
135			382,835
136			383,180
137			383,525
138			383,985
139			384,445
140			384,905
141			385,365

(池田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 池田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年池田市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項の表1の項中「376,000円」を「380,000円」に改め、同表2の項中「422,000円」を「427,000円」に改め、同表3の項中「472,000円」を「477,000円」に改め、同表4の項中「533,00

0円)を「539,000円)に改める。

第33条第2項中「100分の120)を「100分の125)に、「100分の100)を「100分の105)に改め、同条第3項中「100分の120)を「100分の125)に、「100分の67.5)を「100分の70)に、「100分の100)を「100分の105)に、「100分の57.5)を「100分の60)に改め、同条第4項中「100分の120)を「100分の125)に、「100分の217.5)を「100分の227.5)に改める。

第34条第2項第1号中「100分の100)を「100分の105)に、「100分の120)を「100分の125)に改め、同項第2号中「100分の47.5)を「100分の50)に、「100分の57.5)を「100分の60)に改める。

附則別表第7を次のように改める。

附則別表第7 (附則第16項関係)

号給	給料月額						
	円	31	302,000	62	356,500	93	376,900
1	247,600	32	303,800	63	357,500	94	377,500
2	249,600	33	305,500	64	358,500	95	378,000
3	251,600	34	307,400	65	359,400	96	378,300
4	253,600	35	309,300	66	360,500	97	378,700
5	255,500	36	311,100	67	361,400	98	379,200
6	257,400	37	312,800	68	362,400	99	379,600
7	259,500	38	314,800	69	363,300	100	380,000
8	261,500	39	316,800	70	364,000	101	380,400
9	263,400	40	318,700	71	364,700	102	380,900
10	265,500	41	320,400	72	365,300	103	381,300
11	267,500	42	322,400	73	365,700	104	381,700
12	269,500	43	324,400	74	366,300	105	382,000
13	271,600	44	326,400	75	367,000	106	382,400
14	273,200	45	327,600	76	367,700	107	382,800
15	274,700	46	329,600	77	368,000	108	383,200
16	276,300	47	331,500	78	368,700	109	383,600
17	277,800	48	333,500	79	369,400	110	384,000
18	279,500	49	335,400	80	370,000	111	384,500
19	281,300	50	337,300	81	370,300	112	384,900
20	283,100	51	339,200	82	370,900	113	385,300
21	284,800	52	341,100	83	371,600	114	385,700
22	286,700	53	342,900	84	372,200	115	386,200
23	288,500	54	344,800	85	372,500	116	386,600
24	290,300	55	346,600	86	373,100	117	387,000
25	292,100	56	348,400	87	373,800	118	387,400
26	293,700	57	349,900	88	374,400	119	387,900
27	295,100	58	351,300	89	374,800	120	388,300
28	296,500	59	352,700	90	375,300	121	388,700
29	298,000	60	354,200	91	375,900		
30	300,000	61	355,700	92	376,400		

別表第1 (備考を除く。)を次のように改める。

別表第1 (第8条、第13条、第20条、第33条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
定年前再任用	1	166,600	194,100	219,200	277,700	323,100	365,500	410,300
短時間勤務職	2	167,700	195,900	221,100	279,900	325,300	368,100	412,700
員以外の職員	3	168,800	197,700	223,000	282,100	327,500	370,500	415,200
	4	169,900	199,500	224,900	284,300	329,500	372,900	417,600
	5	170,900	201,100	226,700	286,400	331,500	374,800	419,500
	6	172,300	202,900	228,600	288,600	333,500	377,300	421,600
	7	173,600	204,700	230,500	290,900	335,400	379,600	423,700
	8	174,900	206,400	232,400	293,100	337,300	382,100	425,900
	9	176,100	208,000	234,100	295,400	339,200	384,500	427,800
	10	177,600	209,700	236,000	297,500	341,200	387,100	429,900
	11	179,100	211,400	237,600	299,500	343,200	389,700	432,000

12	180,700	212,900	239,200	301,400	345,200	392,300	433,900
13	181,800	214,400	240,900	303,200	347,000	394,600	435,600
14	183,200	216,200	242,400	305,000	349,000	396,900	437,400
15	184,600	217,900	243,800	306,600	350,900	399,100	439,300
16	186,000	219,600	245,200	308,200	352,800	401,400	441,200
17	187,300	221,100	246,400	309,800	354,500	403,200	443,000
18	189,600	222,600	248,000	312,000	356,500	405,100	444,800
19	191,800	224,100	249,500	314,200	358,300	407,000	446,600
20	194,000	225,600	250,900	316,200	360,200	408,800	448,300
21	196,200	226,800	252,000	318,200	362,100	410,600	450,100
22	197,900	228,200	253,400	320,200	364,000	412,400	451,600
23	199,400	229,600	254,900	322,100	365,900	414,200	453,000
24	200,900	231,000	256,200	324,000	367,800	416,000	454,500
25	202,400	232,400	257,500	325,900	369,700	417,600	455,900
26	203,800	234,000	258,700	327,900	371,600	419,100	457,200
27	205,200	235,500	259,900	329,800	373,500	420,600	458,500
28	206,600	236,900	261,100	331,700	375,400	422,100	459,700
29	208,000	238,100	262,300	333,400	376,900	423,600	460,700
30	209,300	239,700	263,600	335,400	378,700	424,900	461,400
31	210,600	241,200	264,900	337,400	380,500	426,200	462,200
32	211,900	242,600	266,200	339,300	382,100	427,400	462,900
33	213,200	243,600	267,600	340,700	383,800	428,600	463,600
34	214,400	245,100	269,100	342,600	385,200	429,900	464,400
35	215,600	246,400	270,700	344,500	386,600	431,200	465,100
36	216,700	247,600	272,200	346,400	388,000	432,400	465,700
37	217,800	248,700	273,800	348,000	389,400	433,600	466,200
38	218,900	249,700	275,500	349,900	390,600	434,400	466,800
39	219,900	250,600	277,100	351,700	391,800	435,200	467,400
40	220,900	251,500	278,700	353,500	392,800	436,000	468,000
41	221,800	252,400	280,300	355,300	393,900	436,600	468,500
42	222,700	253,300	281,800	357,100	395,100	437,300	469,000
43	223,600	254,100	283,300	358,800	396,200	438,000	469,400
44	224,500	254,900	284,800	360,500	397,300	438,700	469,700
45	225,400	255,600	285,900	361,900	398,000	439,500	470,000
46	226,300	256,700	287,500	363,200	398,700	440,300	
47	227,200	257,900	289,000	364,500	399,400	440,700	
48	228,100	259,000	290,500	365,900	400,100	441,400	
49	228,900	260,200	291,900	367,000	400,700	441,900	
50	229,800	261,400	293,500	367,900	401,300	442,300	
51	230,700	262,500	295,100	368,900	401,800	442,700	
52	231,500	263,600	296,700	370,000	402,200	443,100	
53	231,800	264,700	298,200	370,800	402,600	443,500	
54	232,600	265,800	299,800	371,700	402,900	443,900	
55	233,300	266,900	301,300	372,600	403,200	444,300	
56	233,900	267,900	302,800	373,400	403,500	444,600	
57	234,500	268,900	304,400	374,200	403,800	444,900	
58	235,200	269,900	306,000	375,000	404,100	445,300	
59	235,800	270,900	307,600	375,800	404,400	445,600	
60	236,300	271,800	309,100	376,500	404,700	445,900	
61	236,800	272,700	310,000	377,200	405,000	446,200	
62	237,300	273,600	311,500	377,900	405,300	446,500	
63	237,800	274,500	313,000	378,600	405,600	446,800	
64	238,400	275,400	314,600	379,300	405,900	447,100	
65	238,900	276,300	316,200	379,800	406,200	447,400	
66	239,400	277,200	317,800	380,400	406,500		
67	239,900	278,100	319,300	381,000	406,800		
68	240,400	279,000	320,800	381,700	407,100		
69	240,900	280,000	322,200	382,100	407,300		
70	241,400	281,000	323,400	382,800	407,600		
71	241,800	281,900	324,500	383,400	407,900		

	72	242,300	282,800	325,600	384,000	408,100		
	73	242,800	283,300	326,300	384,400	408,300		
	74	243,300	284,000	327,200	385,000	408,600		
	75	243,800	284,700	328,000	385,600	408,900		
	76	244,300	285,600	328,800	386,200	409,100		
	77	244,700	286,600	329,600	386,600	409,300		
	78	245,200	287,400	330,000	387,100	409,600		
	79	245,600	288,200	330,600	387,600	409,900		
	80	246,000	289,000	331,300	388,200	410,100		
	81	246,400	289,700	332,100	388,500	410,300		
	82	246,800	290,200	332,800	388,900	410,600		
	83	247,200	290,600	333,500	389,300	410,900		
	84	247,600	291,000	334,100	389,700	411,100		
	85	248,000	291,200	334,600	390,000	411,300		
	86	248,500	291,500	335,200	390,300			
	87	248,800	291,700	335,700	390,600			
	88	249,100	292,000	336,300	390,800			
	89	249,400	292,200	336,600	391,000			
	90			337,100	391,300			
	91			337,500	391,600			
	92			337,900	391,800			
	93			338,300	392,000			
	94			338,800	392,300			
	95			339,300	392,600			
	96			339,800	392,800			
	97			340,100	393,000			
	98			340,500	393,300			
	99			341,000	393,600			
	100			341,400	393,800			
	101			341,700	394,000			
	102			342,100				
	103			342,600				
	104			343,000				
	105			343,200				
	106			343,600				
	107			344,100				
	108			344,500				
	109			344,700				
	110			345,100				
	111			345,500				
	112			345,800				
	113			346,100				
	114			346,500				
	115			346,900				
	116			347,300				
	117			347,800				
	118			348,200				
	119			348,600				
	120			349,000				
	121			349,500				
	122			349,900				
	123			350,200				
	124			350,500				
	125			351,000				
定年前再任用短時間勤務職員		188,700	216,200	245,900	290,700	316,200	358,000	391,200

別表第2（備考を除く。）を次のように改める。

別表第2（第8条、第13条、第20条、附則第18項関係）

消防職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	191,300	204,000	234,200	252,000	309,100	351,800	384,600	425,000
	2	193,100	205,900	236,100	254,100	311,300	354,000	386,800	426,800
	3	194,800	207,900	237,900	256,200	313,500	356,200	388,700	428,700
	4	196,400	209,900	239,800	258,300	315,700	358,100	390,600	430,600
	5	198,200	212,000	241,900	260,400	317,900	360,000	392,300	432,000
	6	200,000	213,900	243,700	262,500	320,000	362,000	394,300	433,600
	7	202,000	215,900	245,700	264,600	322,100	364,000	396,100	435,200
	8	204,100	218,000	247,600	266,700	324,200	365,800	397,900	436,700
	9	205,800	220,100	249,600	268,800	326,500	367,500	399,600	438,100
	10	207,600	222,200	251,500	270,900	328,600	369,500	401,500	439,800
	11	209,400	224,000	253,400	273,000	330,600	371,500	403,500	441,400
	12	211,300	225,900	255,300	275,100	332,600	373,500	405,500	442,800
	13	213,400	227,900	257,300	277,200	334,600	375,300	407,100	443,700
	14	215,700	229,900	259,200	279,300	336,100	377,300	409,200	445,300
	15	217,900	231,700	261,200	281,300	337,600	379,300	411,200	447,100
	16	219,800	233,500	263,200	283,500	339,100	381,300	413,300	448,900
	17	221,900	235,500	265,300	285,500	340,600	382,900	415,000	450,400
	18	224,000	237,000	266,800	287,600	342,800	384,900	416,600	452,200
	19	225,800	238,500	268,200	289,800	345,000	386,800	418,200	454,000
	20	227,600	240,100	269,600	291,900	347,000	388,800	419,800	455,700
	21	229,400	242,000	271,100	293,900	348,800	390,500	421,300	457,300
	22	231,100	243,600	272,400	296,000	350,800	392,600	422,900	459,000
	23	232,700	245,300	273,600	298,200	352,700	394,600	424,300	460,600
	24	234,600	246,800	274,800	300,200	354,600	396,600	425,700	462,400
	25	236,000	248,500	275,800	302,500	356,500	398,100	426,800	463,900
	26	237,400	250,400	277,000	304,300	358,500	400,100	428,200	465,300
	27	238,800	252,200	278,200	306,000	360,400	402,100	429,700	466,800
	28	240,400	254,000	279,300	307,800	362,400	404,200	431,200	468,100
	29	241,900	255,300	280,400	309,300	364,100	405,700	432,500	469,300
	30	243,500	256,800	281,700	311,100	366,000	407,500	434,200	470,000
	31	245,100	258,300	282,700	313,000	367,800	409,100	435,800	470,700
	32	246,700	259,700	283,700	314,900	369,700	410,800	437,400	471,400
	33	248,300	261,100	284,400	316,500	371,400	412,400	438,800	471,900
	34	249,900	261,900	285,800	318,500	373,400	413,900	440,500	472,700
	35	251,400	262,700	287,100	320,500	375,400	415,400	442,200	473,400
	36	252,400	263,600	288,400	322,500	377,400	416,800	443,800	474,000
	37	253,900	264,500	289,400	324,400	379,200	418,000	445,200	474,300
	38	255,400	265,600	290,400	326,000	381,300	419,500	445,900	474,900
	39	256,800	266,700	291,600	327,500	383,300	421,000	446,600	475,400
	40	258,000	267,600	292,700	329,000	385,300	422,400	447,300	475,900
	41	259,000	268,400	293,600	330,500	387,100	423,900	447,700	476,400
	42	259,900	269,400	295,100	332,700	389,200	425,200	448,300	476,800
	43	260,800	270,500	296,700	334,800	391,200	426,400	449,000	477,200
	44	261,800	271,400	298,200	336,900	393,100	427,600	449,600	477,600
	45	263,000	271,900	299,800	338,600	394,800	428,600	450,400	477,900
	46	264,100	273,100	301,500	340,400	396,200	429,300	451,100	
	47	264,900	274,100	303,200	342,200	397,500	430,100	451,600	
	48	265,800	275,100	304,900	344,000	398,800	430,900	452,100	
	49	266,800	275,700	306,200	345,900	399,800	431,400	452,600	
	50	267,800	276,600	307,800	347,900	400,900	431,800	452,900	
	51	268,600	277,400	309,500	349,800	401,900	432,200	453,200	
	52	269,200	278,200	311,100	351,600	402,900	432,500	453,600	
53	270,300	279,000	312,700	353,400	404,000	432,800	454,000		

54	271, 200	280, 000	314, 100	355, 500	405, 200	433, 200	454, 200
55	272, 300	280, 900	315, 600	357, 300	406, 300	433, 500	454, 500
56	273, 000	281, 700	317, 100	359, 200	407, 400	433, 800	454, 700
57	273, 900	282, 500	318, 400	360, 600	408, 600	434, 100	455, 100
58	274, 800	283, 700	319, 900	362, 600	409, 400	434, 400	455, 300
59	275, 600	284, 900	321, 400	364, 500	410, 200	434, 700	455, 500
60	276, 400	286, 200	322, 900	366, 500	410, 800	435, 000	455, 700
61	277, 100	287, 600	324, 400	368, 400	411, 300	435, 300	456, 100
62	277, 900	289, 200	326, 100	370, 500	412, 000	435, 600	456, 300
63	278, 700	290, 500	327, 800	372, 400	412, 700	435, 900	456, 500
64	279, 400	291, 800	329, 400	374, 400	413, 300	436, 200	456, 800
65	280, 700	293, 200	330, 800	376, 300	414, 000	436, 500	457, 100
66	281, 900	294, 700	332, 200	378, 400	414, 400	436, 800	
67	283, 200	296, 100	333, 600	380, 400	415, 000	437, 100	
68	284, 500	297, 500	335, 200	382, 400	415, 600	437, 400	
69	285, 900	298, 700	336, 700	384, 100	416, 000	437, 600	
70	287, 100	300, 300	338, 300	385, 800	416, 600	437, 900	
71	288, 500	301, 900	339, 900	387, 400	417, 100	438, 200	
72	289, 800	303, 200	341, 500	389, 000	417, 600	438, 400	
73	290, 900	304, 500	342, 400	390, 200	418, 100	438, 600	
74	292, 000	306, 000	344, 100	391, 200	418, 700	438, 900	
75	293, 100	307, 400	345, 700	392, 200	419, 100	439, 200	
76	294, 500	308, 700	347, 300	393, 200	419, 600	439, 500	
77	295, 900	310, 000	348, 900	394, 300	420, 000	439, 700	
78	297, 200	311, 600	350, 600	395, 400	420, 300	440, 000	
79	298, 300	313, 000	352, 200	396, 500	420, 600	440, 300	
80	299, 400	314, 400	353, 900	397, 600	420, 900	440, 600	
81	300, 500	315, 700	355, 400	398, 900	421, 200	440, 800	
82	301, 600	317, 100	357, 000	399, 700	421, 500	441, 100	
83	302, 700	318, 400	358, 500	400, 500	421, 800	441, 400	
84	303, 600	319, 800	360, 000	401, 100	422, 100	441, 700	
85	305, 000	320, 500	361, 200	401, 600	422, 300	441, 900	
86	306, 200	322, 000	362, 600	402, 300	422, 600		
87	307, 500	323, 500	363, 900	403, 000	422, 900		
88	308, 700	325, 200	365, 300	403, 700	423, 100		
89	310, 100	327, 000	366, 400	404, 000	423, 300		
90	311, 200	328, 700	367, 600	404, 700	423, 600		
91	312, 500	330, 300	368, 800	405, 400	423, 900		
92	313, 400	331, 900	370, 000	405, 900	424, 100		
93		333, 500	371, 300	406, 300	424, 300		
94		335, 100	372, 500	406, 800	424, 600		
95		336, 700	373, 700	407, 400	424, 900		
96		338, 300	374, 800	407, 900	425, 100		
97		339, 700	375, 900	408, 400	425, 300		
98				408, 800	425, 600		
99				409, 300	425, 900		
100				409, 800	426, 100		
101				410, 300	426, 300		
102				410, 800			
103				411, 400			
104				411, 900			
105				412, 300			
106				412, 900			
107				413, 400			
108				413, 600			
109				413, 900			
110				414, 400			
111				414, 700			
112				415, 000			
113				415, 300			

	114				415,700				
	115				416,100				
	116				416,500				
	117				416,800				
	118				417,200				
	119				417,600				
	120				417,900				
	121				418,300				
	122				418,700				
	123				419,100				
	124				419,400				
	125				419,700				
定年前再任用短時間勤務職員		242,500	258,300	266,500	306,200	320,300	343,900	379,200	410,900

別表第3（備考を除く。）を次のように改める。

別表第3（第8条関係）

技能職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
	2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
	3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
	4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
	5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
	6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
	7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
	8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
	9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
	10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
	11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
	12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
	13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
	14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
	15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
	16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
	17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
	18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
	19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
	20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
	21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
	22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
	23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
	24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
	25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
	26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
	27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
	28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
	29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
	30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
	31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
	32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
	33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
	34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
	35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100	

37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
70	221,100	255,100	284,300	312,300	
71	221,400	255,500	285,100	312,800	
72	221,700	255,800	285,800	313,300	
73	221,900	256,000	286,500	313,600	
74	222,300	256,300	287,200	314,100	
75	222,600	256,700	287,900	314,600	
76	223,000	257,100	288,700	315,000	
77	223,200	257,400	289,200	315,200	
78	223,700	257,800	289,700	315,500	
79	224,000	258,200	290,100	315,800	
80	224,300	258,600	290,500	316,100	
81	224,600	258,900	290,900	316,400	
82	224,900	259,200	291,300	316,700	
83	225,200	259,500	291,800	317,000	
84	225,500	259,700	292,300	317,300	
85	225,800	259,900	292,600	317,500	
86	226,100	260,100	293,100	317,900	
87	226,400	260,400	293,700	318,200	
88	226,700	260,700	294,200	318,400	
89	227,000	260,900	294,500	318,600	
90	227,400	261,100	295,000	318,900	
91	227,700	261,400	295,500	319,200	
92	228,000	261,600	295,800	319,500	
93	228,200	261,900	296,200	319,700	
94	228,500	262,200	296,700	320,000	
95	228,800	262,500	297,200	320,300	
96	229,100	262,700	297,700	320,500	
97	229,300	262,900	298,000	320,700	
98	229,600	263,200	298,400	321,000	
99	229,800	263,400	298,900	321,300	



	100	230,100	263,700	299,400	321,500	
	101	230,400	264,000	299,800	321,700	
	102	230,600	264,200	300,200	322,000	
	103	230,900	264,500	300,500	322,300	
	104	231,200	264,800	300,800	322,500	
	105	231,500	265,000	301,100	322,700	
	106	232,000	265,200	301,500	323,000	
	107	232,300	265,500	301,900	323,300	
	108	232,600	265,700	302,300	323,500	
	109	232,800	266,000	302,600	323,700	
	110	233,200	266,300	303,000	324,000	
	111	233,600	266,600	303,400	324,300	
	112	233,900	266,800	303,700	324,500	
	113	234,100	267,000	303,900	324,700	
	114	234,600	267,300	304,200	325,000	
	115	235,100	267,500	304,500	325,300	
	116	235,600	267,700	304,700	325,500	
	117	235,900	268,000	304,900	325,700	
	118	236,300	268,300	305,200	326,000	
	119	236,700	268,600	305,500	326,300	
	120	237,000	268,900	305,700	326,500	
	121	237,400	269,100	305,900	326,700	
	122		269,300	306,200	327,000	
	123		269,600	306,500	327,300	
	124		269,900	306,700	327,500	
	125		270,100	306,900	327,700	
	126		270,300	307,200	328,000	
	127		270,600	307,500	328,300	
	128		270,900	307,700	328,500	
	129		271,100	307,900	328,700	
	130		271,300	308,200	329,000	
	131		271,600	308,500	329,300	
	132		271,900	308,700		
	133		272,100	308,900		
	134		272,300			
	135		272,600			
	136		272,900			
	137		273,100			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		194,600	205,700	224,200	245,000	275,700

別表第4を次のように改める。

別表第4（第8条の3関係）

任期付職員給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	181,800	196,200	208,000	219,200	246,400
2	183,200	197,900	209,700	221,100	248,000
3	184,600	199,400	211,400	223,000	249,500
4	186,000	200,900	212,900	224,900	250,900
5	187,300	202,400	214,400	226,700	252,000
6	189,600	203,800	216,200	228,600	253,400
7	191,800	205,200	217,900	230,500	254,900
8	194,000	206,600	219,600	232,400	256,200
9	196,200	208,000	221,100	234,100	257,500
10	197,900	209,300	222,600	236,000	258,700
11	199,400	210,600	224,100	237,600	259,900

12	200,900	211,900	225,600	239,200	261,100
13	202,400	213,200	226,800	240,900	262,300
14	203,800	214,400	228,200	242,400	263,600
15	205,200	215,600	229,600	243,800	264,900
16	206,600	216,700	231,000	245,200	266,200
17	208,000	217,800	232,400	246,400	267,600
18	209,300	218,900	234,000	248,000	269,100
19	210,600	219,900	235,500	249,500	270,700
20	211,900	220,900	236,900	250,900	272,200
21	213,200	221,800	238,100	252,000	273,800
22	214,400	222,700	239,700	253,400	
23	215,600	223,600	241,200	254,900	
24	216,700	224,500	242,600	256,200	
25	217,800	225,400	243,600	257,500	
26				258,700	
27				259,900	
28				261,100	
29				262,300	
30				263,600	
31				264,900	
32				266,200	
33				267,600	

第3条 池田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第33条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に、「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改め、同条第4項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の227.5」を「100分の222.5」に改める。

第34条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

(池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例(令和2年池田市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の100」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に、「100分の100」を「100分の105」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

第24条第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に、「100分の120」を「100分の125」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に、「100分の57.5」を「100分の60」に改める。

別表第1(備考を除く。)を次のように改める。

別表第1(第6条、第12条、附則第19項関係)

教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	166,600	194,100	219,200	277,700	323,100	365,500
	2	167,700	195,900	221,100	279,900	325,300	368,100
	3	168,800	197,700	223,000	282,100	327,500	370,500
	4	169,900	199,500	224,900	284,300	329,500	372,900
	5	170,900	201,100	226,700	286,400	331,500	374,800
	6	172,300	202,900	228,600	288,600	333,500	377,300
	7	173,600	204,700	230,500	290,900	335,400	379,600
	8	174,900	206,400	232,400	293,100	337,300	382,100
	9	176,100	208,000	234,100	295,400	339,200	384,500
	10	177,600	209,700	236,000	297,500	341,200	387,100
	11	179,100	211,400	237,600	299,500	343,200	389,700
	12	180,700	212,900	239,200	301,400	345,200	392,300
	13	181,800	214,400	240,900	303,200	347,000	394,600
	14	183,200	216,200	242,400	305,000	349,000	396,900
15	184,600	217,900	243,800	306,600	350,900	399,100	

16	186,000	219,600	245,200	308,200	352,800	401,400
17	187,300	221,100	246,400	309,800	354,500	403,200
18	189,600	222,600	248,000	312,000	356,500	405,100
19	191,800	224,100	249,500	314,200	358,300	407,000
20	194,000	225,600	250,900	316,200	360,200	408,800
21	196,200	226,800	252,000	318,200	362,100	410,600
22	197,900	228,200	253,400	320,200	364,000	412,400
23	199,400	229,600	254,900	322,100	365,900	414,200
24	200,900	231,000	256,200	324,000	367,800	416,000
25	202,400	232,400	257,500	325,900	369,700	417,600
26	203,800	234,000	258,700	327,900	371,600	419,100
27	205,200	235,500	259,900	329,800	373,500	420,600
28	206,600	236,900	261,100	331,700	375,400	422,100
29	208,000	238,100	262,300	333,400	376,900	423,600
30	209,300	239,700	263,600	335,400	378,700	424,900
31	210,600	241,200	264,900	337,400	380,500	426,200
32	211,900	242,600	266,200	339,300	382,100	427,400
33	213,200	243,600	267,600	340,700	383,800	428,600
34	214,400	245,100	269,100	342,600	385,200	429,900
35	215,600	246,400	270,700	344,500	386,600	431,200
36	216,700	247,600	272,200	346,400	388,000	432,400
37	217,800	248,700	273,800	348,000	389,400	433,600
38	218,900	249,700	275,500	349,900	390,600	434,400
39	219,900	250,600	277,100	351,700	391,800	435,200
40	220,900	251,500	278,700	353,500	392,800	436,000
41	221,800	252,400	280,300	355,300	393,900	436,600
42	222,700	253,300	281,800	357,100	395,100	437,300
43	223,600	254,100	283,300	358,800	396,200	438,000
44	224,500	254,900	284,800	360,500	397,300	438,700
45	225,400	255,600	285,900	361,900	398,000	439,500
46	226,300	256,700	287,500	363,200	398,700	440,300
47	227,200	257,900	289,000	364,500	399,400	440,700
48	228,100	259,000	290,500	365,900	400,100	441,400
49	228,900	260,200	291,900	367,000	400,700	441,900
50	229,800	261,400	293,500	367,900	401,300	442,300
51	230,700	262,500	295,100	368,900	401,800	442,700
52	231,500	263,600	296,700	370,000	402,200	443,100
53	231,800	264,700	298,200	370,800	402,600	443,500
54	232,600	265,800	299,800	371,700	402,900	443,900
55	233,300	266,900	301,300	372,600	403,200	444,300
56	233,900	267,900	302,800	373,400	403,500	444,600
57	234,500	268,900	304,400	374,200	403,800	444,900
58	235,200	269,900	306,000	375,000	404,100	445,300
59	235,800	270,900	307,600	375,800	404,400	445,600
60	236,300	271,800	309,100	376,500	404,700	445,900
61	236,800	272,700	310,000	377,200	405,000	446,200
62	237,300	273,600	311,500	377,900	405,300	446,500
63	237,800	274,500	313,000	378,600	405,600	446,800
64	238,400	275,400	314,600	379,300	405,900	447,100
65	238,900	276,300	316,200	379,800	406,200	447,400
66	239,400	277,200	317,800	380,400	406,500	
67	239,900	278,100	319,300	381,000	406,800	
68	240,400	279,000	320,800	381,700	407,100	
69	240,900	280,000	322,200	382,100	407,300	
70	241,400	281,000	323,400	382,800	407,600	
71	241,800	281,900	324,500	383,400	407,900	
72	242,300	282,800	325,600	384,000	408,100	
73	242,800	283,300	326,300	384,400	408,300	
74	243,300	284,000	327,200	385,000	408,600	
75	243,800	284,700	328,000	385,600	408,900	

	76	244,300	285,600	328,800	386,200	409,100	
	77	244,700	286,600	329,600	386,600	409,300	
	78	245,200	287,400	330,000	387,100	409,600	
	79	245,600	288,200	330,600	387,600	409,900	
	80	246,000	289,000	331,300	388,200	410,100	
	81	246,400	289,700	332,100	388,500	410,300	
	82	246,800	290,200	332,800	388,900	410,600	
	83	247,200	290,600	333,500	389,300	410,900	
	84	247,600	291,000	334,100	389,700	411,100	
	85	248,000	291,200	334,600	390,000	411,300	
	86	248,500	291,500	335,200	390,300		
	87	248,800	291,700	335,700	390,600		
	88	249,100	292,000	336,300	390,800		
	89	249,400	292,200	336,600	391,000		
	90			337,100	391,300		
	91			337,500	391,600		
	92			337,900	391,800		
	93			338,300	392,000		
	94			338,800	392,300		
	95			339,300	392,600		
	96			339,800	392,800		
	97			340,100	393,000		
	98			340,500	393,300		
	99			341,000	393,600		
	100			341,400	393,800		
	101			341,700	394,000		
	102			342,100			
	103			342,600			
	104			343,000			
	105			343,200			
	106			343,600			
	107			344,100			
	108			344,500			
	109			344,700			
	110			345,100			
	111			345,500			
	112			345,800			
	113			346,100			
	114			346,500			
	115			346,900			
	116			347,300			
	117			347,800			
	118			348,200			
	119			348,600			
	120			349,000			
	121			349,500			
	122			349,900			
	123			350,200			
	124			350,500			
	125			351,000			
定年前再任用短時間勤務職員		188,700	216,200	245,900	290,700	316,200	358,000

第5条 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に、

「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

第24条第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に、「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に、「100分の60」を「100分の58.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条、第3条及び第5条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定（第33条第2項から第4項まで及び第34条第2項の改正規定を除く。）による改正後の池田市一般職の職員の給与に関する条例の規定及び第4条の規定（第21条第2項及び第3項並びに第24条第2項の改正規定を除く。）による改正後の池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の規定は令和5年4月1日からの給与について、第2条の規定（第33条第2項から第4項まで及び第34条第2項の改正規定に限る。）による改正後の池田市一般職の職員の給与に関する条例の規定及び第4条の規定（第21条第2項及び第3項並びに第24条第2項の改正規定に限る。）による改正後の池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の規定は令和5年12月1日からの給与について適用する。  
(給与の内払)
- 3 前項の場合において、第2条の規定による改正前の池田市一般職の職員の給与に関する条例の規定及び第4条の規定による改正前の池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第2条の規定による改正後の池田市一般職の職員の給与に関する条例の規定及び第4条の規定による改正後の池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の規定による給与の内払とみなす。  
(委任)
- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、それぞれ市の機関が定める。

---

池田市一般職の職員の給与に関する条例及び池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第31号

池田市一般職の職員の給与に関する条例及び池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(池田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 池田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年池田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

	「382,100	「382,000	
	382,800		
	383,400		
	384,000		
	384,400		
	385,000		
	385,600		
	386,200		
	386,600		
	387,100		
	387,600		
	388,200		
	388,500		
	388,900		
	389,300		
	389,700		
別表第1中	390,000	を	に改める。
	390,300		
	390,600		
	390,800		
	391,000		
	391,300		
	391,600		
	391,800		

392,000

392,300

392,600

392,800

393,000

393,300

393,600

393,800

394,000」

」

(池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例(令和2年池田市条例第30号)の一部を次のように改正する。

「382,100

「382,000

382,800

383,400

384,000

384,400

385,000

385,600

386,200

386,600

387,100

387,600

388,200

388,500

388,900

389,300

389,700

別表第1中 390,000 を に改める。

390,300

390,600

390,800

391,000

391,300

391,600

391,800

392,000

392,300

392,600

392,800

393,000

393,300

393,600

393,800

394,000」

」

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(行政職員に係る号給の切替え)

2 令和6年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において、第1条の規定による改正前の池田市一般職の職員の給与に関する条例別表第1の給料表の適用を受けていた者で、その職務の級が4級であり、かつ、号給が69号給から101号給までであるもの(以下「切替行政職員」という。)の切替日における号給は、69号給とする。

(行政職員に係る号給の切替えに伴う経過措置)

3 前項の規定による切替行政職員の給料月額の変定は、職員の退職手当に関する条例(昭和38年池田市条例第18号)第5条の2第1項に規定する給料月額の減額改定に該当しないものとする。

- 4 切替日から令和7年3月31日までの間、当該期間における給料月額（池田市一般職の職員の給与に関する条例附則第19項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の規定による給料月額）が切替日の前日において受けていた給料月額（同項の規定の適用を受ける場合にあっては、当該給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額））に達しない切替行政職員（規則で定める者を除く。次項において同じ。）については、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 5 切替日以後に新たに第1条の規定による改正後の池田市一般職の職員の給与に関する条例別表第1の給料表の適用を受けることになった者について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される切替行政職員との権衡上必要があると認められるときは、同項の規定に準じて、給料を支給する。  
（教育職員に係る号給の切替え）
- 6 切替日の前日において、第2条の規定による改正前の池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例別表第1の給料表の適用を受けていた者で、その職務の級が4級であり、かつ、号給が69号給から101号給までであるもの（以下「切替教育職員」という。）の切替日における号給は、69号給とする。  
（教育職員に係る号給の切替えに伴う経過措置）
- 7 前項の規定による切替教育職員の給料の月額改定は、池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例（令和2年池田市条例第31号）第9条第1項に規定する給料の月額の減額改定に該当しないものとする。
- 8 切替日から令和7年3月31日までの間、当該期間における給料の月額が切替日の前日において受けていた給料の月額に達しない切替教育職員（教育委員会規則で定める者を除く。）については、その差額に相当する額を給料として支給する。この場合において、当該切替教育職員に係る池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例附則第8項の規定の適用については、同項中「施行日から令和13年3月31日まで」とあるのは「令和6年4月1日から令和7年3月31日まで」と、「合計額」とあるのは「合計額」と池田市一般職の職員の給与に関する条例及び池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和5年池田市条例第31号）附則第8項前段の規定による給料の額との合計額（以下この項において「令和6年度現給保障加算給料月額」という。）と、「当該期間における給料の月額」とあるのは「令和6年度現給保障加算給料月額」とする。
- 9 切替日から令和13年3月31日までの間、当該期間における給料の月額が切替日の前日において受けていた給料の月額に達しない切替教育職員に係る池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例附則第8項の規定の適用については、同項中「施行日から」とあるのは「令和7年4月1日から」と、「合計額」とあるのは「合計額。以下この項において「期間給料月額」という。」と、「に達しない」とあるのは「から令和6年3月31日に受けていた給料の月額と期間給料月額の差額に相当する額を差し引いた額（以下この項において「現給保障額」という。）に達しない」と、「差額に相当する額を当該期間における給料の月額」とあるのは「期間給料月額と現給保障額との差額に相当する額を期間給料月額」とする。

---

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

池田市長 瀧澤 智子

#### 池田市条例第32号

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和5年池田市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第17条の4の次に3条を加える改正規定中「第1項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中」の次に「「出産被保険者をいう。以下同じ」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ」と、」を、「第4項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中」の次に「「に出産被保険者」とあるのは「に出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。））」と、」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

池田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月21日

池田市長 瀧澤 智子

#### 池田市条例第33号

池田市手数料条例の一部を改正する条例

池田市手数料条例（昭和51年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表の21の項中「書面」の次に「（以下「戸籍証明書」という。）」を加え、同表中49の項を51の項とし、27の項から48の項までを2項ずつ繰り下げ、同表の26の項中「閲覧」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧」を加え、「1件」を「又は届書等情報の内容を表示したものの1件」に改め、同項を同表の28の項とし、

同表の25の項中「(昭和22年法律第224号)」を削り、「又は同法第48条第2項」を「、同法第48条第2項」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく同法第120条の4第1項に規定する届書等情報(28の項において「届書等情報」という。)の内容の証明書の交付」を加え、同項を同表の27の項とし、同表中24の項を25の項とし、同項の次に次のように加える。

26	戸籍法第120条の3第2項に規定する除籍電子証明書提供用識別符号(以下「除籍電子証明書提供用識別符号」という。)の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(情報提供等記録開示システムを使用する方法(電子情報処理組織により自動的に特定した除籍電子証明書提供用識別符号を情報提供等記録開示システムを通じて発行する方法に限る。))に限る。以下この項において「電子情報処理組織を使用する方法」という。)により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍法第120条の3第1項に規定する除籍電子証明書(以下「除籍電子証明書」という。)の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円
----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------

別表の23の項中「抄本」の次に「の交付」を、「書面」の次に「(以下「除籍証明書」という。))」を加え、同項を同表の24の項とし、同表の22の項の次に次のように加える。

23	戸籍法(昭和22年法律第224号)第120条の3第2項に規定する戸籍電子証明書提供用識別符号(以下「戸籍電子証明書提供用識別符号」という。)の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第6条第3項に規定する情報提供等記録開示システム(以下「情報提供等記録開示システム」という。))を使用する方法(電子情報処理組織により自動的に特定した戸籍電子証明書提供用識別符号を情報提供等記録開示システムを通じて発行する方法に限る。))に限る。以下この項において「電子情報処理組織を使用する方法」という。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍法第120条の3第1項に規定する戸籍電子証明書(以下「戸籍電子証明書」という。)の請求が電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円
----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

規 則

池田市環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年10月5日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第50号

池田市環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

池田市環境保全条例施行規則(昭和53年池田市規則第25号)の一部を次のように改正する。

第3条中「規則で定める」を削り、「各号に定めるところによるもの」を「とおり」に改め、同条第1号中「のち」を「後」に改め、同条第2号中「のち」を「後」に改め、同号ウ中「並びに」を「及び」に改め、同条第3号中「のち」を「後」に改める。

第4条中「規定による」を削り、「をいう」を「とする」に改める。

第5条の見出しを「(事業計画の標識)」に改め、同条中「規定による」を削り、「事業計画のお知らせ(様式第4号)」を「様式第4号」に改める。

第6条中「規定による」を削り、「ごとに規定する(イ)欄」を「(イ)欄」に、「をいう」を「とする」に改める。

第9条第2項中「の各号」を削り、同項第1号中「その」を「、その」に改め、同項第6号中「又は振動等」を「、振動等」に改める。

第10条第1項中「規定による」を削り、「第二種住居地域並びに」の次に「同号に規定する」を加え、「及びこれら」を「並び



にこれらに改め、同条第2項中「規定による」及び「の各号」を削り、「30メートル」の次に「以内」を加え、同項第1号中「第1条第1項」を「第1条の5第1項」に、「の収容施設」を「を入院させるための施設」に、「もの。」を「もの」に改め、同項第4号中「第7条」を「第7条第1項」に改める。

第11条中「規定による」を削り、「そこなう」を「損なう」に改め、「又は」の次に「同条第2項に定める」を加える。

第12条中「規定による」及び「の各号」を削り、同条第4号中「学校又は」を「学校若しくは」に、「及びその」を「又はそれらの」に改める。

第13条中「規定による」及び「の各号」を削り、同条第1号中「、その他」を「その他」に改め、同条第3号中「そこなう」を「損なう」に、「ない場合」を「ないとき。」に改める。

第14条中「規定による」を削る。

第15条を次のように改める。

(環境破壊の原因となる物質等の量等の測定及びその結果の記録)

第15条 条例第38条第1項の規定で定める者は、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第16条、第17条の12、第18条の12及び第18条の35並びに大阪府生活環境の保全等に関する条例(平成6年大阪府条例第6号)第39条並びに水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第14条及び同条例第63条第1項の規定による測定の義務者とし、それぞれこれらの規定に定めるところにより条例第38条第1項の規定による環境破壊の原因となる物質等の量等の測定及びその結果の記録を行うものとする。

第16条の見出しを「(工場等における事故時の報告等)」に改める。

第17条の見出しを「(ため池等管理標識)」に改め、同条中「規定による」を削り、「ため池等管理標識(様式第8号)」を「様式第8号」に改める。

第18条中「規定による」を削り、「各号に掲げる場合」を「とおり」に改め、同条第1号中「損傷若しくは」を「損傷し、又は」に改め、「ともに、」の次に「飼犬等が」を、「ふんは」の次に「その飼育者」を加え、同条第2号中「飼育者は、」の次に「その飼育をする施設において、飼犬等の」を加え、「飼育施設を」を削り、同条第3号中「犬を」を「飼犬等を」に、「者が連れ出さなければ」を「状態にしておかなければ」に改める。

第30条中「規定による」を削り、「条例第78条第2項」を「同条第2項の規定による立入調査等を行う者」に改める。

第31条の見出しを「(細則)」に改める。

別表第1中「、事業場」を「又は事業場」に、「ドラムバーガー」を「ドラムバーカー」に改め、「の各号」を削り、「、牛」を「又は牛」に、「馬又は」を「馬若しくは」に改める。

別表第4を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

池田市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年10月20日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第51号

池田市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

池田市子ども・子育て支援法施行細則(平成27年池田市規則第13号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「子どものための教育・保育給付認定変更申請書」を「教育・保育給付認定変更申請書」に、「保育の実施理由証明書( )」を「就労証明書( )」に、「母子健康手帳」を「保育の実施理由証明書、母子健康手帳」に改める。

様式第4号及び様式第5号を次のように改める。

(様式 略)

様式第10号中「保育の実施理由証明書( )」を「就労証明書( )」に、「母子健康手帳」を「保育の実施理由証明書、母子健康手帳」に改める。

様式第13号中

性別		クラス 年齢	歳児クラス
生年月日		年	月 日

を

クラス年齢	歳児クラス
生年月日	年 月 日

に改め、「証明する」の

次に「書類(「就労」の場合は就労証明書、それ以外の場合は)」を、「保育の実施理由証明書」の次に「その他の必要な書類)」を加え、「施設等利用給付認定の決定に必要な」を「生計を一にしている家族の)」に、「(同一世帯者を含む。)及び世帯情報」を「その他施設等利用給付認定の決定に必要な情報」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の様式第1号は、令和6年4月1日以後に受ける教育・保育給付に係る第3条第1項の規定による申請について適用し、同日前に受ける教育・保育給付に係る同項の規定による申請については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式第5号による書類は、この規則による改正後の様式第5号により提出された書類とみなす。
- 4 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式第5号による書類については、令和6年3月31日までの間に受ける教育・保育給付に係る第7条第1項の規定による申請を行う場合に限り、所要の修正を加え、この規則による改正後の様式第5号による書類として使用することができる。
- 5 この規則による改正後の様式第10号は、令和6年4月1日以後に受ける施設等利用給付に係る第12条第1項又は第15条第1項の規定による申請及び同日以後に受ける副食材料費補足給付に係る第36条第1項の規定による申請について適用し、同日前に受ける施設等利用給付に係る第12条第1項又は第15条第1項の規定による申請及び同日前に受ける副食材料費補足給付に係る第36条第1項の規定による申請については、なお従前の例による。

---

池田市保育の利用調整及び保育所への入所等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年10月20日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第52号

池田市保育の利用調整及び保育所への入所等に関する規則の一部を改正する規則

池田市保育の利用調整及び保育所への入所等に関する規則（平成27年池田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「4月入所の場合は4月30日までに、その他の月入所の場合は入所月の翌月1日」を「入所した月の末日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の様式第1号は、令和6年4月1日以後の第2条に規定する保育所等（以下「保育所等」という。）への入所等に係る利用調整の申込みについて適用し、同日前の保育所等への入所等に係る利用調整の申込みについては、なお従前の例による。

---

池田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年10月30日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第53号

池田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

池田市国民健康保険条例施行規則（昭和35年池田市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第18条の2の次に次の1条を加える。

第18条の3 条例第17条の7の規定による届出（以下この条において単に「届出」という。）は、国民健康保険出産被保険者に係る届出書（様式第11号の2）により行わなければならない。

- 2 前項に規定する届出書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、その書類により明らかにすべき事項を市長が公簿等により確認することができるときは、その書類を省略させることができる。

(1) 届出に係る条例第17条の5第1項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）の出産の予定日（出産した後に届出を行う場合にあつては、出産の日）を明らかにすることができる書類

(2) 出産被保険者の多胎妊娠について届出を行う場合においては、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産した後に届出を行う場合にあつては、その届出に係る出産被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

- 3 届出は、その届出に係る出産被保険者の出産の予定日の6か月前から行うことができる。

様式第11号の次に次の1様式を加える。

(様式 略)

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

---

池田市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年10月30日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第54号

池田市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

池田市消防団の組織等に関する規則（昭和56年池田市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「[団員]」を「[消防団員]」に改める。

第3条の見出し及び同条第1項中「[団員の]」を「[消防団員の]」に改める。

第4条第2項中「4年」を「2年」に改める。

第5条第1項中「[団員]」を「[部下の消防団員]」に改め、同条第3項中「[当該分団員]」を「[部下の消防団員]」に改め、同条第5項中「[所属団員]」を「[部下の消防団員]」に改める。

第6条第4項、第8条及び第9条中「[団員]」を「[消防団員]」に改める。

附 則

この規則中第4条第2項の改正規定は令和6年4月1日から、その他の規定は公布の日から施行する。

---

池田市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年10月31日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第55号

池田市市税条例施行規則の一部を改正する規則

池田市市税条例施行規則（平成17年池田市規則第52号）の一部を次のように改正する。

第16号様式（その3）を第16号様式（その4）とし、第16号様式（その2）の次に次の1様式を加える。

（様式 略）

第24号様式（その1）中「未納付の税額については、納期限までに納めてください。」、「※給与所得は所得金額調整控除後の金額を表記しています。」及び「条例により」を削り、「◎この納税通知書の記載事項に不服がある場合は」を「◎審査請求等」に、「納税通知書を」を「納税通知書の記載事項に不服がある場合は、この納税通知書を」に改める。

第24号様式（その2）中「未納付の税額については、納期限までに納めてください。」及び「条例により」を削り、「◎この納税通知書の記載事項に不服がある場合は」を「◎審査請求等」に、「納税通知書を」を「納税通知書の記載事項に不服がある場合は、この納税通知書を」に改める。

第24号様式（その3）中「様」、「\* 納税者個人へは別添の納税義務者用の通知書を交付してください。」、「頁／ 頁（退職者分及び転出者分の通知書は作成されていません。）」、「頁／ 頁

中」及び「〔 〕」を削り、

給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）		
受給者番号	氏名（賦課期日現在）	指定番号

を 

給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額通知書（納税義務者用）		
受給者番号	氏名（賦課期日現在）	指定番号

 に、「第321条の4（第321条の6）並びに」を「第321条の4（第321条の6）第1項並びに」に改める。

第24号様式（その5）を次のように改める。

（様式 略）

第46号様式を次のように改める。

（様式 略）

第49号様式中「所得控除額」を「所得控除計」に、

寡・勤
-----

 を 

寡・ひ・勤
-------

 に改め、「繰越損失額がある場合、実合計所得金額は、分離課税の際に使用した額を表記しています。」を削る。

第75号様式及び第76号様式を次のように改める。

（様式 略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第16号様式（その3）を第16号様式（その4）とし、第16号様式（その2）の次に1様式を加える改正規定は、令和5年11月1日から施行する。

---

池田市ダイバーシティセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月27日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第56号

池田市ダイバーシティセンター条例施行規則の一部を改正する規則

池田市ダイバーシティセンター条例施行規則（令和4年池田市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条中「2か月前の日の属する」を「属する月の2か月前の」に改める。

第6条第1項第2号中「条例」を「営利を目的としない団体が、条例」に、「活動していると認められる団体が」を「事業（当該団体の構成員以外の市民を主たる対象者とするものに限る。）を実施するために」に改める。

第8条第1項第2号を次のように改める。

(2) 施設を使用する日の属する月の前月における当該日に相当する日（相当する日がない場合にあつては、当該月の末日）以前の最も遅いセンターの休館日でない日（次号において「使用前月応当日」という。）までにされた申請による第5条第3項又は第4項の規定による変更に伴い使用料の額が減少した場合

第8条第1項第3号中「施設を使用する日の1か月前の日」を「使用前月応当日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年2月1日から施行する。ただし、第4条並びに第8条第1項第2号及び第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第6条第1項第2号の規定は、令和6年4月1日以後の使用に係る使用料の免除について適用し、同日前の使用に係る使用料の免除については、なお従前の例による。

---

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年11月30日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第57号

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則の一部を改正する規則

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則（平成27年池田市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第6条中「翌月の」を削り、「11月」を「12月」に、「12月28日」を「28日」に改め、同条ただし書中「当該納入期限に該当する」を「その」に改め、「日後」の次に「（その日の属する月が12月である場合にあつては、その日前）」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第6条の規定は、この規則の施行の日以後の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用に係る保育料について適用し、同日前の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用に係る保育料については、なお従前の例による。

---

池田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月25日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第58号

池田市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

池田市国民健康保険条例施行規則（昭和35年池田市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第20条を次のように改める。

第20条 削除

様式第12号を次のように改め、同様式を様式第12号（その1）とする。

(様式 略)

様式第12号（その1）の次に次の1様式を加える。

(様式 略)

様式第16号を次のように改める。

様式第16号 削除

附 則

この規則は、令和5年12月25日から施行する。

池田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月27日

池田市長 瀧澤 智子

#### 池田市規則第59号

池田市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

池田市介護保険条例施行規則（平成12年池田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「徴収猶予」の次に「の基準」を加える。

第5条の見出しを「（保険料の徴収猶予の申請等）」に改め、同条第1項中「規定による保険料の徴収猶予の申請」を「申請書」に、「により行わなければならない」を「とする」に改め、同条第2項中「前項」を「条例第17条第1項」に、「うえ」を「上」に改め、同条に次の1項を加える。

3 保険料の徴収猶予が、偽りその他不正の行為によるものと認められるとき、又はその後の事情の変化により不相当と認められるときは、その全部又は一部を取り消し、当該取消しをした日の前日までに徴収猶予により支払を免れた保険料について、期限を付して納付させるものとする。

第6条の見出し中「減免」の次に「の基準」を加え、同条中「別に」を削り、「定める」の次に「基準によるものとする」を加える。

第7条の見出しを「（保険料の減免の申請等）」に改め、同条第1項中「第18条第2項の規定による保険料の減免の申請」を「第18条第3項の申請書」に、「により行わなければならない」を「とする」に改め、同条第2項中「前項の」を「条例第18条第3項の規定による」に、「うえ」を「上」に改め、同条に次の1項を加える。

3 保険料の減免が、偽りその他不正の行為によるものと認められるとき、又はその後の事情の変化により不相当と認められるときは、その全部又は一部を取り消し、当該取消しをした日の前日までに減免により支払を免れた保険料について、期限を付して納付させるものとする。

第9条第2項中「介護保険過誤納保険料還付・充当通知書」を「介護保険過誤納還付・充当通知書」に改める。

別表の4の項中「第27条第6項」を「第27条第3項ただし書」に改め、同表の5の項中「第27条第10項及び第12項」を「第27条第7項及び第9項」に、「並びに法第32条第6項」を「、法第32条第6項」に、「の規定」を「並びに法第35条第2項、第4項及び第6項の規定」に改め、同表の6の項中「第27条第13項」を「第27条第10項」に、「及び法第33条第4項」を「、第33条第4項及び第33条の2第2項」に改め、同表の7の項中「第27条第14項」を「第27条第11項ただし書」に、「及び法第33条第4項」を「、第33条第4項及び第33条の2第2項」に改め、同表の8の項中「及び法」を「及び」に、「第27条第2項、第6項及び第7項」を「第27条第7項前段並びに法第33条の2第2項及び第33条の3第2項において準用する法第32条第6項前段」に改める。

様式第4号を次のように改める。

(様式 略)

様式第6号を次のように改める。

(様式 略)

様式第13号中「様式第13号」を「様式第13号（別表関係）」に、「第27条第13項」を「第27条第10項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

---

## 訓 令

---

池田市請負業者審査会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

庁中一般

令和5年10月20日

池田市長 瀧澤 智子

#### 池田市訓令第3号

池田市請負業者審査会規程の一部を改正する訓令

池田市請負業者審査会規程（昭和45年池田市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中「の各号に定める」を「に掲げる」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 契約予定金額が10,000,000円以上の契約に係る一般競争入札の参加者の資格要件を決定し、当該一般競争入札の入札及び契約の条件について審査すること。ただし、総合評価一般競争入札の入札における落札者決定基準の策定及びそれに基づく落札者の決定に係る審査を除く。

第3条第4号中「入札参加資格審査」を「入札参加有資格者の登録」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 契約予定金額が10,000,000円以上の契約に係る指名競争入札の参加者を選定し、当該指名競争入札の入札及び契約の条件について審査すること。

(3) 契約予定金額が3,000,000円以上（水道事業又は公共下水道事業に係る契約案件にあつては、10,000,000円以上）の随意契約に係る相手方を選定し、当該随意契約の条件について審査すること。

第4条第3項中「職にあるものうちから市長が定める」を「者とする」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 総務部長

(4) 総合政策部長

第4条第3項に次の4号を加える。

(5) 都市整備部長

(6) 市立池田病院事務局長（市立池田病院事業に係る契約案件がある場合に限る。）

(7) 上下水道部長

(8) 前各号に掲げる職員のほか、市長が特に必要と認める工事担当技術職員

第7条第1号中「契約予定金額」を「第3条第1号から第3号までの規定による審査会の審査に係る契約のうち、契約予定金額に、「請負」を「請負契約について審査するとき。」に改め、同条第2号中「委員長において」を削り、「ない」との次に「委員長が」を加える。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。

---

## 池 田 病 院

---

市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和5年9月27日

池田市病院事業管理者 福 島 公 明

池田市病院管理規程第6号

市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

市立池田病院企業職員の給与に関する規程（昭和42年池田市病院管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

附則第5項の前の見出し及び同項から附則第8項までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の市立池田病院企業職員の給与に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に始まる勤務について適用し、同日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

---

市立池田病院外部実習の受入れに係る謝金の基準に関する規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和5年10月1日

池田市病院事業管理者 福 島 公 明

池田市病院管理規程第7号

市立池田病院外部実習の受入れに係る謝金の基準に関する規程の一部を改正する規程

市立池田病院外部実習の受入れに係る謝金の基準に関する規程（平成23年池田市病院管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

題名中「外部実習」を「実習」に改める。

第1条中「市立池田病院が、次条に掲げる資格の取得に要する実習施設として、実習を受け入れる場合の、」を「医師等を養成する大学等（以下「養成施設」という。）から要請があった実習の実施について受領する」に改める。

第3条を第4条とする。

第2条第1項中「謝金」を「実習単位に係る謝金」に、「職」を「職の区分」に、「消費税額及び地方消費税額を加算した」を「消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税の額に相当する額を加えた」に改め、「（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）」を削り、同項第1号中「実習の受入人数にかかわらず1日4,760円」を「1の診療科に係る当該実習単位（1の指導医が関わる複数の実習について、その期間の一部又は全部が重複する場合は、前条の規定にかかわらず、当該複数の実習の延べ期間を1の実習単位とみなす。）の日数に4,760円を乗じて得た額」に改め、同項第2号中「1人1実習期間」を削り、同項第3号中「1人1日1,900円」を「当該実習単位の日数に1,900円を乗じて得た額」に改め、同項第4号中「1人1日1,430円」を「当該実習単位の日数

に1, 430円を乗じて得た額」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(実習単位)

第2条 この規程において「実習単位」とは、1人の実習生に対して連続して実施する実習期間をいう。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和5年12月28日

池田市病院事業管理者 福 島 公 明

池田市病院管理規程第8号

市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

(市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部改正)

第1条 市立池田病院企業職員の給与に関する規程(昭和42年池田市病院管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

附則別表を次のように改める。

附則別表

		号給	給料月額									
		円										
3級 の2 職員	1	247,600	31	302,000	62	356,500	93	376,900				
	2	249,600	32	303,800	63	357,500	94	377,500				
	3	251,600	33	305,500	64	358,500	95	378,000				
	4	253,600	34	307,400	65	359,400	96	378,300				
	5	255,500	35	309,300	66	360,500	97	378,700				
	6	257,400	36	311,100	67	361,400	98	379,200				
	7	259,500	37	312,800	68	362,400	99	379,600				
	8	261,500	38	314,800	69	363,300	100	380,000				
	9	263,400	39	316,800	70	364,000	101	380,400				
	10	265,500	40	318,700	71	364,700	102	380,900				
	11	267,500	41	320,400	72	365,300	103	381,300				
	12	269,500	42	322,400	73	365,700	104	381,700				
	13	271,600	43	324,400	74	366,300	105	382,000				
	14	273,200	44	326,400	75	367,000	106	382,400				
	15	274,700	45	327,600	76	367,700	107	382,800				
	16	276,300	46	329,600	77	368,000	108	383,200				
	17	277,800	47	331,500	78	368,700	109	383,600				
	18	279,500	48	333,500	79	369,400	110	384,000				
	19	281,300	49	335,400	80	370,000	111	384,500				
	20	283,100	50	337,300	81	370,300	112	384,900				
	21	284,800	51	339,200	82	370,900	113	385,300				
	22	286,700	52	341,100	83	371,600	114	385,700				
	23	288,500	53	342,900	84	372,200	115	386,200				
	24	290,300	54	344,800	85	372,500	116	386,600				
	25	292,100	55	346,600	86	373,100	117	387,000				
	26	293,700	56	348,400	87	373,800	118	387,400				
	27	295,100	57	349,900	88	374,400	119	387,900				
	28	296,500	58	351,300	89	374,800	120	388,300				
	29	298,000	59	352,700	90	375,300	121	388,700				
	30	300,000	60	354,200	91	375,900						
		61	355,700	92	376,400							

別表第1を次のように改める。

別表第1(第2条関係)

(ア) 行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円						
定年前再任用	1	166,600	194,100	219,200	277,700	323,100	365,500	410,300
短時間勤	2	167,700	195,900	221,100	279,900	325,300	368,100	412,700
	3	168,800	197,700	223,000	282,100	327,500	370,500	415,200
	4	169,900	199,500	224,900	284,300	329,500	372,900	417,600

務職 員以 外の 職員	5	170,900	201,100	226,700	286,400	331,500	374,800	419,500
	6	172,300	202,900	228,600	288,600	333,500	377,300	421,600
	7	173,600	204,700	230,500	290,900	335,400	379,600	423,700
	8	174,900	206,400	232,400	293,100	337,300	382,100	425,900
	9	176,100	208,000	234,100	295,400	339,200	384,500	427,800
	10	177,600	209,700	236,000	297,500	341,200	387,100	429,900
	11	179,100	211,400	237,600	299,500	343,200	389,700	432,000
	12	180,700	212,900	239,200	301,400	345,200	392,300	433,900
	13	181,800	214,400	240,900	303,200	347,000	394,600	435,600
	14	183,200	216,200	242,400	305,000	349,000	396,900	437,400
	15	184,600	217,900	243,800	306,600	350,900	399,100	439,300
	16	186,000	219,600	245,200	308,200	352,800	401,400	441,200
	17	187,300	221,100	246,400	309,800	354,500	403,200	443,000
	18	189,600	222,600	248,000	312,000	356,500	405,100	444,800
	19	191,800	224,100	249,500	314,200	358,300	407,000	446,600
	20	194,000	225,600	250,900	316,200	360,200	408,800	448,300
	21	196,200	226,800	252,000	318,200	362,100	410,600	450,100
	22	197,900	228,200	253,400	320,200	364,000	412,400	451,600
	23	199,400	229,600	254,900	322,100	365,900	414,200	453,000
	24	200,900	231,000	256,200	324,000	367,800	416,000	454,500
	25	202,400	232,400	257,500	325,900	369,700	417,600	455,900
	26	203,800	234,000	258,700	327,900	371,600	419,100	457,200
	27	205,200	235,500	259,900	329,800	373,500	420,600	458,500
	28	206,600	236,900	261,100	331,700	375,400	422,100	459,700
	29	208,000	238,100	262,300	333,400	376,900	423,600	460,700
	30	209,300	239,700	263,600	335,400	378,700	424,900	461,400
	31	210,600	241,200	264,900	337,400	380,500	426,200	462,200
	32	211,900	242,600	266,200	339,300	382,100	427,400	462,900
	33	213,200	243,600	267,600	340,700	383,800	428,600	463,600
	34	214,400	245,100	269,100	342,600	385,200	429,900	464,400
	35	215,600	246,400	270,700	344,500	386,600	431,200	465,100
	36	216,700	247,600	272,200	346,400	388,000	432,400	465,700
	37	217,800	248,700	273,800	348,000	389,400	433,600	466,200
	38	218,900	249,700	275,500	349,900	390,600	434,400	466,800
	39	219,900	250,600	277,100	351,700	391,800	435,200	467,400
	40	220,900	251,500	278,700	353,500	392,800	436,000	468,000
	41	221,800	252,400	280,300	355,300	393,900	436,600	468,500
	42	222,700	253,300	281,800	357,100	395,100	437,300	469,000
	43	223,600	254,100	283,300	358,800	396,200	438,000	469,400
	44	224,500	254,900	284,800	360,500	397,300	438,700	469,700
	45	225,400	255,600	285,900	361,900	398,000	439,500	470,000
	46	226,300	256,700	287,500	363,200	398,700	440,300	
	47	227,200	257,900	289,000	364,500	399,400	440,700	
	48	228,100	259,000	290,500	365,900	400,100	441,400	
	49	228,900	260,200	291,900	367,000	400,700	441,900	
	50	229,800	261,400	293,500	367,900	401,300	442,300	
	51	230,700	262,500	295,100	368,900	401,800	442,700	
	52	231,500	263,600	296,700	370,000	402,200	443,100	
	53	231,800	264,700	298,200	370,800	402,600	443,500	
	54	232,600	265,800	299,800	371,700	402,900	443,900	
	55	233,300	266,900	301,300	372,600	403,200	444,300	
	56	233,900	267,900	302,800	373,400	403,500	444,600	
	57	234,500	268,900	304,400	374,200	403,800	444,900	
	58	235,200	269,900	306,000	375,000	404,100	445,300	
	59	235,800	270,900	307,600	375,800	404,400	445,600	
	60	236,300	271,800	309,100	376,500	404,700	445,900	
	61	236,800	272,700	310,000	377,200	405,000	446,200	
	62	237,300	273,600	311,500	377,900	405,300	446,500	
	63	237,800	274,500	313,000	378,600	405,600	446,800	
	64	238,400	275,400	314,600	379,300	405,900	447,100	



65	238,900	276,300	316,200	379,800	406,200	447,400
66	239,400	277,200	317,800	380,400	406,500	
67	239,900	278,100	319,300	381,000	406,800	
68	240,400	279,000	320,800	381,700	407,100	
69	240,900	280,000	322,200	382,100	407,300	
70	241,400	281,000	323,400	382,800	407,600	
71	241,800	281,900	324,500	383,400	407,900	
72	242,300	282,800	325,600	384,000	408,100	
73	242,800	283,300	326,300	384,400	408,300	
74	243,300	284,000	327,200	385,000	408,600	
75	243,800	284,700	328,000	385,600	408,900	
76	244,300	285,600	328,800	386,200	409,100	
77	244,700	286,600	329,600	386,600	409,300	
78	245,200	287,400	330,000	387,100	409,600	
79	245,600	288,200	330,600	387,600	409,900	
80	246,000	289,000	331,300	388,200	410,100	
81	246,400	289,700	332,100	388,500	410,300	
82	246,800	290,200	332,800	388,900	410,600	
83	247,200	290,600	333,500	389,300	410,900	
84	247,600	291,000	334,100	389,700	411,100	
85	248,000	291,200	334,600	390,000	411,300	
86	248,500	291,500	335,200	390,300		
87	248,800	291,700	335,700	390,600		
88	249,100	292,000	336,300	390,800		
89	249,400	292,200	336,600	391,000		
90			337,100	391,300		
91			337,500	391,600		
92			337,900	391,800		
93			338,300	392,000		
94			338,800	392,300		
95			339,300	392,600		
96			339,800	392,800		
97			340,100	393,000		
98			340,500	393,300		
99			341,000	393,600		
100			341,400	393,800		
101			341,700	394,000		
102			342,100			
103			342,600			
104			343,000			
105			343,200			
106			343,600			
107			344,100			
108			344,500			
109			344,700			
110			345,100			
111			345,500			
112			345,800			
113			346,100			
114			346,500			
115			346,900			
116			347,300			
117			347,800			
118			348,200			
119			348,600			
120			349,000			
121			349,500			
122			349,900			
123			350,200			
124			350,500			

	125			351,000				
定年前再任用短時間勤務職員		188,700	216,200	245,900	290,700	316,200	358,000	391,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

(イ) 任期付行政職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	181,800	196,200	208,000	219,200	246,400
2	183,200	197,900	209,700	221,100	248,000
3	184,600	199,400	211,400	223,000	249,500
4	186,000	200,900	212,900	224,900	250,900
5	187,300	202,400	214,400	226,700	252,000
6	189,600	203,800	216,200	228,600	253,400
7	191,800	205,200	217,900	230,500	254,900
8	194,000	206,600	219,600	232,400	256,200
9	196,200	208,000	221,100	234,100	257,500
10	197,900	209,300	222,600	236,000	258,700
11	199,400	210,600	224,100	237,600	259,900
12	200,900	211,900	225,600	239,200	261,100
13	202,400	213,200	226,800	240,900	262,300
14	203,800	214,400	228,200	242,400	263,600
15	205,200	215,600	229,600	243,800	264,900
16	206,600	216,700	231,000	245,200	266,200
17	208,000	217,800	232,400	246,400	267,600
18	209,300	218,900	234,000	248,000	269,100
19	210,600	219,900	235,500	249,500	270,700
20	211,900	220,900	236,900	250,900	272,200
21	213,200	221,800	238,100	252,000	273,800
22	214,400	222,700	239,700	253,400	
23	215,600	223,600	241,200	254,900	
24	216,700	224,500	242,600	256,200	
25	217,800	225,400	243,600	257,500	
26				258,700	
27				259,900	
28				261,100	
29				262,300	
30				263,600	
31				264,900	
32				266,200	
33				267,600	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての任期付職員に適用する。

別表第2中(ア)から(ウ)までを次のように改める。

(ア) 医療職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
1	264,700	346,600	406,900	474,700	499,300	595,500	630,000	656,800	
2	267,200	349,600	409,600	477,000	501,800	597,100	631,500	658,300	
3	269,600	352,400	412,100	479,200	504,200	598,600	632,900	659,600	
4	272,000	355,300	414,700	481,500	506,700	600,200	634,400	661,100	
5	274,100	357,800	417,100	483,700	509,000	601,600	635,700	662,500	
6	277,600	360,800	419,100	485,800	511,400	603,200	637,200	663,900	
7	281,100	363,800	420,900	488,000	513,800	604,700	638,700	665,300	
8	284,500	366,600	422,800	490,000	516,200	606,200	640,200	666,500	
9	288,100	368,700	424,600	491,900	518,300	607,300	641,300	667,300	

10	291,600	371,200	427,300	494,000	520,600	608,800	642,700	668,600
11	295,200	373,900	429,800	496,100	522,900	610,300	644,000	669,900
12	298,700	376,400	432,200	498,200	525,100	611,700	645,400	671,200
13	302,200	379,100	434,400	500,300	527,300	613,200	646,800	672,400
14	306,100	382,500	436,900	502,200	529,500	614,700	648,200	673,600
15	310,000	385,500	438,900	504,300	531,600	616,200	649,600	674,900
16	313,600	388,800	441,000	506,400	533,700	617,700	651,000	676,100
17	317,200	391,800	443,000	508,300	535,800	619,100	652,400	677,300
18	320,700	394,400	445,200	510,300	537,900	620,500	653,700	678,600
19	324,200	396,800	447,400	512,300	539,900	621,900	655,000	679,700
20	327,700	399,300	449,500	514,100	541,900	623,300	656,300	680,800
21	331,300	401,900	450,900	515,900	543,900	624,700	657,600	681,800
22	335,000	403,900	453,300	517,700	545,800	626,000	658,700	682,800
23	338,400	405,500	455,600	519,500	547,800	627,400	660,000	683,900
24	341,700	407,100	457,800	521,300	549,800	628,700	661,300	685,000
25	345,000	408,800	459,800	522,900	551,700	630,100	662,600	686,000
26	347,500	411,000	462,100	524,700	553,600	631,500	663,800	687,100
27	350,000	413,100	464,300	526,500	555,500	632,900	665,100	688,100
28	352,300	415,100	466,600	528,300	557,400	634,300	666,400	689,100
29	354,400	417,200	468,700	529,900	558,900	635,300	667,400	689,600
30	356,100	419,300	470,900	531,700	560,700	636,600	668,400	690,600
31	357,800	420,900	473,200	533,500	562,500	637,900	669,500	691,500
32	359,600	422,600	475,300	535,300	564,300	639,200	670,600	692,500
33	361,500	424,500	477,100	536,900	565,900	640,300	671,500	693,100
34	363,700	426,000	479,200	538,700	567,700	641,500	672,400	694,000
35	365,800	427,800	481,300	540,400	569,200	642,600	673,300	694,800
36	367,800	429,600	483,300	542,100	570,900	643,800	674,300	695,700
37	369,700	431,500	485,400	543,700	572,500	644,800	675,200	696,300
38	371,900	433,500	487,100	545,300	574,200	645,800	676,000	697,000
39	374,000	435,300	488,900	546,700	575,600	646,600	676,500	697,500
40	376,000	437,200	490,700	548,300	577,200	647,600	677,300	698,200
41	378,000	439,000	492,300	549,800	578,700	648,400	678,000	698,600
42	378,700	440,700	494,100	551,200	580,300	649,200	678,600	699,100
43	379,300	442,400	495,900	552,600	581,800	650,000	679,200	699,600
44	380,000	444,200	497,500	553,900	583,200	650,700	679,700	700,000
45	380,900	446,000	498,900	555,100	584,700	651,500	680,300	700,400
46	382,200	447,800	500,600	556,100	586,100			
47	383,500	449,500	502,400	557,100	587,500			
48	384,800	451,200	504,100	558,100	588,800			
49	385,600	452,800	505,600	559,100	590,000			
50	386,400	454,500	506,900	560,000	591,300			
51	387,200	456,200	508,200	560,900	592,600			
52	387,700	457,900	509,500	561,800	593,800			
53	388,500	459,800	510,500	562,600	594,900			
54	389,300	461,000	511,800	563,500	596,200			
55	390,000	462,200	513,100	564,400	597,500			
56	390,700	463,400	514,400	565,300	598,800			
57	391,400	464,400	515,400	566,200	600,200			
58	392,300	465,400	516,200	567,100	601,400			
59	393,000	466,300	517,000	568,000	602,800			
60	393,600	467,100	517,800	568,700	603,900			
61	394,100	467,900	518,700	569,600	605,000			
62	394,600	468,600	519,500	570,500				
63	395,000	469,300	520,400	571,400				
64	395,400	469,900	521,200	572,300				
65	395,700	470,600	522,100	573,200				
66		471,300	523,000					
67		471,900	523,700					
68		472,500	524,600					
69		472,800	525,500					
70		473,400	526,300					
71		474,100	527,200					
72		474,800	528,100					

	73		475,200	528,900					
	74		475,800	529,800					
	75		476,500	530,700					
	76		477,200	531,400					
	77		477,600	532,200					
	78		478,200	533,100					
	79		478,800	534,000					
	80		479,300	534,900					
	81		479,900	535,700					
	82		480,400	536,600					
	83		480,900	537,500					
	84		481,400	538,400					
	85		481,800	539,200					
	86		482,400	540,100					
	87		482,800	541,000					
	88		483,300	541,900					
	89		483,800	542,700					
	90		484,400						
	91		485,000						
	92		485,400						
	93		485,900						
	94		486,500						
	95		487,100						
	96		487,600						
	97		488,100						
定年前再任用短時間勤務職員		297,300	339,700	394,300	467,400	531,300	640,700		

備考 この表は、病院に勤務する医師・歯科医師で規程に定めるものに適用する。

(イ) 医療職給料表 (二)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	172,700	202,800	236,100	287,400	330,400	373,400	438,600
	2	174,500	204,400	237,400	289,200	332,400	376,000	441,200
	3	176,200	205,900	238,700	291,200	334,300	378,600	443,700
	4	177,800	207,300	239,900	293,100	336,200	381,200	446,300
	5	179,400	208,800	241,100	294,900	338,000	383,500	448,700
	6	181,100	210,000	242,300	296,900	340,000	386,200	451,200
	7	182,700	211,200	243,400	298,700	342,000	388,800	453,700
	8	184,600	212,400	244,500	300,600	344,000	391,500	456,200
	9	186,000	213,800	245,400	302,400	345,800	393,600	458,600
	10	187,800	215,300	246,500	304,000	347,900	395,800	461,000
	11	189,800	216,800	247,800	305,500	349,900	398,000	463,600
	12	191,600	218,300	248,900	307,100	351,900	400,200	466,000
	13	193,500	219,700	250,200	308,800	353,400	402,200	468,500
	14	194,700	221,200	251,400	310,700	355,400	404,200	470,000
	15	196,200	222,700	252,600	312,700	357,300	406,200	471,300
	16	197,600	224,200	253,800	314,500	359,300	408,200	472,600
	17	198,800	225,500	254,600	316,300	361,100	410,000	473,800
	18	200,300	226,800	255,800	318,200	363,100	411,900	475,100
	19	201,700	228,200	256,900	320,100	365,100	413,800	476,400
	20	203,000	229,500	258,000	321,900	367,000	415,600	477,700
	21	204,600	230,600	259,200	323,700	368,700	417,400	478,900
	22	205,600	231,700	260,000	325,600	370,700	419,000	480,300
	23	206,700	232,800	260,800	327,400	372,700	420,600	481,700
	24	207,800	233,900	261,600	329,300	374,700	422,100	482,900
25	209,000	235,000	262,500	331,000	376,100	423,600	484,300	

26	210, 100	236, 200	263, 500	332, 900	377, 900	424, 900	485, 600
27	211, 200	237, 400	264, 500	334, 800	379, 700	426, 200	487, 000
28	212, 300	238, 500	265, 500	336, 600	381, 400	427, 500	488, 400
29	213, 700	239, 500	266, 700	337, 900	383, 100	428, 800	489, 800
30	215, 000	240, 800	268, 200	339, 700	384, 600	430, 000	490, 900
31	216, 300	242, 200	269, 700	341, 400	386, 100	431, 200	492, 000
32	217, 500	243, 400	271, 000	343, 200	387, 600	432, 300	493, 100
33	218, 500	244, 400	272, 200	344, 900	388, 900	433, 500	494, 200
34	219, 500	245, 700	273, 800	346, 700	390, 200	434, 700	495, 100
35	220, 500	246, 600	275, 300	348, 500	391, 500	435, 900	496, 000
36	221, 500	247, 800	276, 800	350, 300	392, 600	437, 100	496, 900
37	222, 400	249, 000	278, 100	351, 900	393, 700	438, 400	497, 900
38	223, 200	250, 100	279, 500	353, 600	394, 800	439, 200	
39	224, 000	251, 100	280, 800	355, 200	395, 900	439, 600	
40	224, 900	252, 100	282, 100	356, 800	397, 000	440, 300	
41	225, 800	253, 000	283, 200	358, 000	397, 800	440, 800	
42	226, 700	253, 800	284, 600	359, 100	398, 600	441, 200	
43	227, 600	254, 600	286, 000	360, 300	399, 400	441, 600	
44	228, 500	255, 400	287, 300	361, 500	400, 200	442, 000	
45	229, 200	256, 200	288, 600	362, 500	400, 600	442, 400	
46	230, 100	257, 400	290, 200	363, 300	401, 200	442, 800	
47	231, 000	258, 600	291, 700	364, 300	401, 700	443, 200	
48	231, 800	259, 700	293, 100	365, 400	402, 100	443, 500	
49	232, 100	261, 000	294, 300	366, 400	402, 500	443, 800	
50	232, 900	262, 300	295, 800	367, 400	402, 800	444, 200	
51	233, 500	263, 400	297, 100	368, 400	403, 100	444, 500	
52	234, 200	264, 400	298, 600	369, 300	403, 400	444, 800	
53	234, 800	265, 400	299, 900	370, 100	403, 700	445, 100	
54	235, 400	266, 500	301, 300	370, 900	404, 000	445, 400	
55	235, 900	267, 600	302, 700	371, 800	404, 300	445, 700	
56	236, 400	268, 700	304, 000	372, 600	404, 600	446, 000	
57	237, 000	269, 400	305, 000	373, 100	404, 900	446, 300	
58	237, 500	270, 500	306, 200	373, 900	405, 200	446, 600	
59	238, 000	271, 600	307, 400	374, 700	405, 500	446, 900	
60	238, 600	272, 500	308, 800	375, 500	405, 900	447, 200	
61	239, 100	273, 300	310, 100	375, 900	406, 100	447, 500	
62	239, 600	274, 300	311, 300	376, 600	406, 400	447, 800	
63	240, 200	275, 200	312, 500	377, 300	406, 700	448, 100	
64	240, 700	276, 100	313, 700	377, 900	407, 000	448, 400	
65	241, 200	276, 900	315, 000	378, 300	407, 200	448, 700	
66	241, 700	277, 900	315, 800	378, 900	407, 400	449, 000	
67	242, 100	278, 800	316, 500	379, 600	407, 600	449, 300	
68	242, 600	279, 700	317, 200	380, 200	407, 800	449, 600	
69	243, 100	280, 600	317, 800	380, 600	408, 000	449, 900	
70	243, 600	281, 600	318, 500	381, 100	408, 200	450, 200	
71	244, 100	282, 700	319, 200	381, 600	408, 400	450, 500	
72	244, 600	283, 700	319, 800	382, 100	408, 600	450, 800	
73	244, 900	284, 300	320, 400	382, 700	408, 800	451, 100	
74	245, 200	284, 800	320, 600	383, 200	409, 000	451, 400	
75	245, 500	285, 300	321, 100	383, 800	409, 200	451, 700	
76	245, 700	286, 100	321, 600	384, 400	409, 400	452, 000	
77	245, 900	286, 900	322, 200	384, 900	409, 600	452, 300	
78	246, 200	287, 500	322, 700	385, 400	409, 800	452, 600	
79	246, 500	288, 100	323, 200	385, 900	410, 000	452, 900	
80	246, 700	288, 600	323, 600	386, 400	410, 200	453, 200	
81	246, 900	289, 100	324, 200	386, 700	410, 400	453, 500	
82		289, 600	324, 700	387, 200	410, 600		
83		290, 000	325, 100	387, 600	410, 800		
84		290, 300	325, 600	388, 000	411, 000		
85		290, 500	326, 100	388, 400	411, 200		
86		290, 700	326, 500	388, 800			
87		290, 900	326, 700	389, 200			
88		291, 100	327, 000	389, 600			

	89		291,500	327,400	390,000			
	90		291,700	327,800	390,400			
	91		291,900	328,200	390,800			
	92		292,100	328,600	391,200			
	93		292,500	328,900	391,600			
	94		292,700	329,100				
	95		292,900	329,500				
	96		293,200	329,800				
	97		293,500	330,000				
	98		293,700	330,300				
	99		293,900	330,600				
	100		294,200	330,900				
	101		294,500	331,100				
	102		294,700	331,400				
	103		294,900	331,800				
	104		295,200	332,000				
	105		295,500	332,200				
	106			332,400				
	107			332,800				
	108			333,000				
	109			333,200				
	110			333,600				
	111			334,000				
	112			334,400				
	113			334,600				
定年前再任用短時間勤務職員		189,700	216,300	244,500	283,100	323,900	366,200	427,900

備考 この表は、病院に勤務する医療技術員で規程に定めるものに適用する。

(ウ) 医療職給料表 (三)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	187,300	208,000	234,100	255,500	277,700	323,100	365,500	410,300
	2	189,600	209,700	236,000	257,400	279,900	325,300	368,100	412,700
	3	191,800	211,400	237,600	259,500	282,100	327,500	370,500	415,200
	4	194,000	212,900	239,200	261,500	284,300	329,500	372,900	417,600
	5	196,200	214,400	240,900	263,400	286,400	331,500	374,800	419,500
	6	197,900	216,200	242,400	265,500	288,600	333,500	377,300	421,600
	7	199,400	217,900	243,800	267,500	290,900	335,400	379,600	423,700
	8	200,900	219,600	245,200	269,500	293,100	337,300	382,100	425,900
	9	202,400	221,100	246,400	271,600	295,400	339,200	384,500	427,800
	10	203,800	222,600	248,000	273,200	297,500	341,200	387,100	429,900
	11	205,200	224,100	249,500	274,700	299,500	343,200	389,700	432,000
	12	206,600	225,600	250,900	276,300	301,400	345,200	392,300	433,900
	13	208,000	226,800	252,000	277,800	303,200	347,000	394,600	435,600
	14	209,300	228,200	253,400	279,500	305,000	349,000	396,900	437,400
	15	210,600	229,600	254,900	281,300	306,600	350,900	399,100	439,300
	16	211,900	231,000	256,200	283,100	308,200	352,800	401,400	441,200
	17	213,200	232,400	257,500	284,800	309,800	354,500	403,200	443,000
	18	214,400	234,000	258,700	286,700	312,000	356,500	405,100	444,800
	19	215,600	235,500	259,900	288,500	314,200	358,300	407,000	446,600
	20	216,700	236,900	261,100	290,300	316,200	360,200	408,800	448,300
	21	217,800	238,100	262,300	292,100	318,200	362,100	410,600	450,100
	22	218,900	239,700	263,600	293,700	320,200	364,000	412,400	451,600
	23	219,900	241,200	264,900	295,100	322,100	365,900	414,200	453,000
	24	220,900	242,600	266,200	296,500	324,000	367,800	416,000	454,500
25	221,800	243,600	267,600	298,000	325,900	369,700	417,600	455,900	

26	222,700	245,100	269,100	300,000	327,900	371,600	419,100	457,200
27	223,600	246,400	270,700	302,000	329,800	373,500	420,600	458,500
28	224,500	247,600	272,200	303,800	331,700	375,400	422,100	459,700
29	225,400	248,700	273,800	305,500	333,400	376,900	423,600	460,700
30	226,300	249,700	275,500	307,400	335,400	378,700	424,900	461,400
31	227,200	250,600	277,100	309,300	337,400	380,500	426,200	462,200
32	228,100	251,500	278,700	311,100	339,300	382,100	427,400	462,900
33	228,900	252,400	280,300	312,800	340,700	383,800	428,600	463,600
34	229,800	253,300	281,800	314,800	342,600	385,200	429,900	464,400
35	230,700	254,100	283,300	316,800	344,500	386,600	431,200	465,100
36	231,500	254,900	284,800	318,700	346,400	388,000	432,400	465,700
37	231,800	255,600	285,900	320,400	348,000	389,400	433,600	466,200
38	232,600	256,700	287,500	322,400	349,900	390,600	434,400	466,800
39	233,300	257,900	289,000	324,400	351,700	391,800	435,200	467,400
40	233,900	259,000	290,500	326,400	353,500	392,800	436,000	468,000
41	234,500	260,200	291,900	327,600	355,300	393,900	436,600	468,500
42	235,200	261,400	293,500	329,600	357,100	395,100	437,300	469,000
43	235,800	262,500	295,100	331,500	358,800	396,200	438,000	469,400
44	236,300	263,600	296,700	333,500	360,500	397,300	438,700	469,700
45	236,800	264,700	298,200	335,400	361,900	398,000	439,500	470,000
46	237,300	265,800	299,800	337,300	363,200	398,700	440,300	
47	237,800	266,900	301,300	339,200	364,500	399,400	440,700	
48	238,400	267,900	302,800	341,100	365,900	400,100	441,400	
49	238,900	268,900	304,400	342,900	367,000	400,700	441,900	
50	239,400	269,900	306,000	344,800	367,900	401,300	442,300	
51	239,900	270,900	307,600	346,600	368,900	401,800	442,700	
52	240,400	271,800	309,100	348,400	370,000	402,200	443,100	
53	240,900	272,700	310,000	349,900	370,800	402,600	443,500	
54	241,400	273,600	311,500	351,300	371,700	402,900	443,900	
55	241,800	274,500	313,000	352,700	372,600	403,200	444,300	
56	242,300	275,400	314,600	354,200	373,400	403,500	444,600	
57	242,800	276,300	316,200	355,700	374,200	403,800	444,900	
58	243,300	277,200	317,800	356,500	375,000	404,100	445,300	
59	243,800	278,100	319,300	357,500	375,800	404,400	445,600	
60	244,300	279,000	320,800	358,500	376,500	404,700	445,900	
61	244,700	280,000	322,200	359,400	377,200	405,000	446,200	
62	245,200	281,000	323,400	360,500	377,900	405,300	446,500	
63	245,600	281,900	324,500	361,400	378,600	405,600	446,800	
64	246,000	282,800	325,600	362,400	379,300	405,900	447,100	
65	246,400	283,300	326,300	363,300	379,800	406,200	447,400	
66	246,800	284,000	327,200	364,000	380,400	406,500		
67	247,200	284,700	328,000	364,700	381,000	406,800		
68	247,600	285,600	328,800	365,300	381,700	407,100		
69	248,000	286,600	329,600	365,700	382,100	407,300		
70	248,500	287,400	330,000	366,300	382,800	407,600		
71	248,800	288,200	330,600	367,000	383,400	407,900		
72	249,100	289,000	331,300	367,700	384,000	408,100		
73	249,400	289,700	332,100	368,000	384,400	408,300		
74		290,200	332,800	368,700	385,000	408,600		
75		290,600	333,500	369,400	385,600	408,900		
76		291,000	334,100	370,000	386,200	409,100		
77		291,200	334,600	370,300	386,600	409,300		
78		291,500	335,200	370,900	387,100	409,600		
79		291,700	335,700	371,600	387,600	409,900		
80		292,000	336,300	372,200	388,200	410,100		
81		292,200	336,600	372,500	388,500	410,300		
82		291,100	337,100	373,100	388,900	410,600		
83		291,300	337,500	373,800	389,300	410,900		
84		291,500	337,900	374,400	389,700	411,100		
85		291,700	338,300	374,800	390,000	411,300		
86		291,900	338,800	375,300	390,300			
87		292,100	339,300	375,900	390,600			
88		292,300	339,800	376,400	390,800			

	89		292,500	340,100	376,900	391,000			
	90		292,700	340,500	377,500	391,300			
	91		292,900	341,000	378,000	391,600			
	92		293,100	341,400	378,300	391,800			
	93		293,300	341,700	378,700	392,000			
	94		293,500	342,100	379,200	392,300			
	95		293,700	342,600	379,600	392,600			
	96		293,900	343,000	380,000	392,800			
	97		294,100	343,200	380,400	393,000			
	98		294,300	343,600	380,900	393,300			
	99		294,500	344,100	381,300	393,600			
	100		294,700	344,500	381,700	393,800			
	101		294,900	344,700	382,000	394,000			
	102		295,100	345,100	382,400				
	103		295,300	345,500	382,800				
	104		295,500	345,800	383,200				
	105		295,700	346,100	383,600				
	106		295,900	346,500	384,000				
	107		296,100	346,900	384,500				
	108		296,300	347,300	384,900				
	109		296,500	347,800	385,300				
	110		296,700	348,200	385,700				
	111		296,900	348,600	386,200				
	112		297,100	349,000	386,600				
	113		297,300	349,500	387,000				
	114		297,500	349,900					
	115		297,700	350,200					
	116		297,900	350,500					
	117		298,100	351,000					
定年前再任用短時間勤務職員		188,700	216,200	245,900	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200

備考 この表は、病院に勤務する看護師（助産師及び准看護師を含む。）で規程に定めるものに適用する。

別表第2の2を次のように改める。

別表第2の2（第2条関係）

技能職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
	2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
	3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
	4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
	5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
	6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
	7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
	8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
	9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
	10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
	11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
	12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
	13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
	14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
	15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
	16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
	17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300	



19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100
37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
70	221,100	255,100	284,300	312,300	
71	221,400	255,500	285,100	312,800	
72	221,700	255,800	285,800	313,300	
73	221,900	256,000	286,500	313,600	
74	222,300	256,300	287,200	314,100	
75	222,600	256,700	287,900	314,600	
76	223,000	257,100	288,700	315,000	
77	223,200	257,400	289,200	315,200	
78	223,700	257,800	289,700	315,500	
79	224,000	258,200	290,100	315,800	
80	224,300	258,600	290,500	316,100	
81	224,600	258,900	290,900	316,400	

82	224,900	259,200	291,300	316,700	
83	225,200	259,500	291,800	317,000	
84	225,500	259,700	292,300	317,300	
85	225,800	259,900	292,600	317,500	
86	226,100	260,100	293,100	317,900	
87	226,400	260,400	293,700	318,200	
88	226,700	260,700	294,200	318,400	
89	227,000	260,900	294,500	318,600	
90	227,400	261,100	295,000	318,900	
91	227,700	261,400	295,500	319,200	
92	228,000	261,600	295,800	319,500	
93	228,200	261,900	296,200	319,700	
94	228,500	262,200	296,700	320,000	
95	228,800	262,500	297,200	320,300	
96	229,100	262,700	297,700	320,500	
97	229,300	262,900	298,000	320,700	
98	229,600	263,200	298,400	321,000	
99	229,800	263,400	298,900	321,300	
100	230,100	263,700	299,400	321,500	
101	230,400	264,000	299,800	321,700	
102	230,600	264,200	300,200	322,000	
103	230,900	264,500	300,500	322,300	
104	231,200	264,800	300,800	322,500	
105	231,500	265,000	301,100	322,700	
106	232,000	265,200	301,500	323,000	
107	232,300	265,500	301,900	323,300	
108	232,600	265,700	302,300	323,500	
109	232,800	266,000	302,600	323,700	
110	233,200	266,300	303,000	324,000	
111	233,600	266,600	303,400	324,300	
112	233,900	266,800	303,700	324,500	
113	234,100	267,000	303,900	324,700	
114	234,600	267,300	304,200	325,000	
115	235,100	267,500	304,500	325,300	
116	235,600	267,700	304,700	325,500	
117	235,900	268,000	304,900	325,700	
118	236,300	268,300	305,200	326,000	
119	236,700	268,600	305,500	326,300	
120	237,000	268,900	305,700	326,500	
121	237,400	269,100	305,900	326,700	
122		269,300	306,200	327,000	
123		269,600	306,500	327,300	
124		269,900	306,700	327,500	
125		270,100	306,900	327,700	
126		270,300	307,200	328,000	
127		270,600	307,500	328,300	
128		270,900	307,700	328,500	
129		271,100	307,900	328,700	
130		271,300	308,200	329,000	
131		271,600	308,500	329,300	
132		271,900	308,700		
133		272,100	308,900		
134		272,300			
135		272,600			
136		272,900			
137		273,100			
定年前再任用短時間勤務職員	194,600	205,700	224,200	245,000	275,700

備考

- 1 この表は、技能職員に適用する。
- 2 定年前再任用短時間勤務職員については、この表中「給料月額」とあるのは「基準給料月額」とし、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に短時間勤務給料月額算出率を乗じて得た額とする。

第2条 市立池田病院企業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

	「382,100	「382,000	
	382,800		
	383,400		
	384,000		
	384,400		
	385,000		
	385,600		
	386,200		
	386,600		
	387,100		
	387,600		
	388,200		
	388,500		
	388,900		
	389,300		
	389,700		
別表第1（ア）行政職給料表中	390,000	を	に改める。
	390,300		
	390,600		
	390,800		
	391,000		
	391,300		
	391,600		
	391,800		
	392,000		
	392,300		
	392,600		
	392,800		
	393,000		
	393,300		
	393,600		
	393,800		
	394,000」		」

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の市立池田病院企業職員の給与に関する規程の規定は令和5年4月1日からの給与について適用する。  
(給与の内払)
  - 3 前項の場合において、第1条の規定による改正前の市立池田病院企業職員の給与に関する規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の市立池田病院企業職員の給与に関する規程の規定による給与の内払とみなす。  
(行政職員に係る号給の切替え)
    - 4 令和6年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において、第2条の規定による改正前の市立池田病院企業職員の給与に関する規程別表第1（ア）行政職給料表の適用を受けていた者で、その職務の級が4級であり、かつ、号給が69号給から101号給までであるもの（以下「切替行政職員」という。）の切替日における号給は、69号給とする。  
(行政職員に係る号給の切替えに伴う経過措置)
      - 5 前項の規定による切替行政職員の給料月額の設定は、職員の退職手当に関する条例（昭和38年池田市条例第18号）第5条の2第1項に規定する給料月額の減額設定に該当しないものとする。

- 6 切替日から令和7年3月31日までの間、当該期間における給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しない切替行政職員については、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 7 切替日以後に新たに第1条の規定による改正後の市立池田病院企業職員の給与に関する規程別表第1（ア）行政職給料表の適用を受けることになった者について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される切替行政職員との権衡上必要があると認められるときは、同項の規定に準じて、給料を支給する。

---

## 上 下 水 道 部

---

池田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和5年12月28日

池田市上下水道事業管理者 増 井 文 典

池田市上下水道管理規程第5号

池田市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

池田市水道事業給水条例施行規程（平成10年池田市水道管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第31条」を「第29条」に、「第32条」を「第30条」に改める。

第22条中「第24条第3項」を「第24条第2項」に改める。

第30条を削り、第5章中第31条を第30条とする。

附 則

この規程は、令和6年1月1日から施行する。

---

## 消 防 長

---

池田市消防本部火災調査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年12月8日

池田市消防長 金 井 博 司

池田市消防長訓令第4号

池田市消防本部火災調査規程の一部を改正する訓令

池田市消防本部火災調査規程（平成31年池田市消防長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「の書類」を「書等」に改める。

第6条第1項中「計画」を削り、同条第3項中「並びに」を「及び」に改める。

第9条第2号中「焼き」を「焼損」に改める。

第11条第4号アからウまでの規定中「。」を削る。

「第5章 調査の書類」を「第5章 調査書等」に改める。

第25条の見出し中「調査書」の次に「等」を加え、同条中「調査書」の次に「及び調査書に附属する資料（以下「調査書等」という。）」を加える。

第26条の見出し中「調査書」の次に「等」を加え、同条中「（附属する資料を含む。）」を「等」に改める。

第27条中「調査書」の次に「等」を加える。

第29条中「調査書類」を「調査書等」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年1月1日から施行する。